

令和6年3月18日

各地区連合自治会・町内会会長 様

日本赤十字社神奈川県支部
横浜市地区本部保土ヶ谷区地区委員会
委員長 神 部 浩

保土ヶ谷保護司会 会長 阿部 学

日本赤十字社会費および更生保護活動協力費への 募金活動にかかる協力について（依頼）

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より地域福祉の推進につきまして多大なご理解ご協力をいただいたことに対して、厚くお礼申し上げます。

さて、本年も令和6年5月から日本赤十字社会費および更生保護活動協力費につきまして募金活動を予定しております。各地区連合自治会・町内会会長におかれましては大変ご多忙の中、恐縮に存じますが、これまで同様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

募金活動に関する資材は先月、各自治会町内会長宛に依頼いたしました「日赤会費募集用資材アンケート」へのご回答に基づきまして、下記のスケジュールでご依頼と資材の発送をさせていただきます。

次年度も募金活動へのご協力を賜りますよう、どうぞよろしく願いいたします。

- 1 募集時期 令和6年5月（赤十字運動月間）を中心とする通年
- 2 今後の流れ（予定）
 - 4月18日（木） 日本赤十字社神奈川県支部横浜市地区本部
保土ヶ谷区地区委員会
 - 4月19日（金）～ 日赤資材・更生保護活動協力費資材 同時発送
 - 4月26日（金） 保土ヶ谷保護司会総会

※総会での議決後、資材発送時に募金目安額をお知らせしておりますが、保護司会の総会は資材発送後になるため、変更があった場合のみ改めて通知いたします。

【問い合わせ先】

日本赤十字社神奈川県支部横浜市地区本部
保土ヶ谷区地区委員会 担当 高井
保土ヶ谷保護司会 担当 三枝
（保土ヶ谷区社会福祉協議会内）
保土ヶ谷区川辺町5-11かるがも3階
TEL：341-9876

消防出張所の機構改革について【事業説明】

1 事業の趣旨

消防出張所のマネジメント体制及び警防体制の強化を図るため、今後4か年をかけて市内78消防出張所の体制を変更します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。(該当区のみ)

定例会等で情報提供をお願いします。(該当区のみ)

3 機構改革の概要等

(1) 概要

これまで消防出張所に配置していた毎日勤務者の「消防出張所長(係長級)」を、当直勤務の「消防出張所第一係長」、「消防出張所第二係長」へ見直し、消防出張所に係長級の職員を2名配置します。

また、消防出張所に地域担当として、豊富な経験を有した毎日勤務者を1名配置します。

(2) 対象

令和6年度は、鶴見、神奈川、西、中、南、港南消防署の消防出張所が対象となります。

4 機構改革の主なポイント

【ポイント①】責任職による24時間体制の構築

I 消防出張所のマネジメント体制の強化

<現行体制>

消防出張所長(毎日勤務者)の勤務体系により夜間時間帯においては、責任職が不在となっています。

<今後の体制>

・係長の24時間当直勤務により、平日夜間や土日祝日においても、責任職による対応が可能となります。

・当直勤務の係長を配置することで、職員の人材育成(部隊訓練や立入検査など)をより一層推進し、安全・安心を実感できる街づくりを進めます。

II 出張所部隊の災害対応力の強化

<現行体制>

出張所部隊の隊長は、職員(消防司令補)が担っています。また、消防出張所長は部隊要員ではありません。

<今後の体制>

出張所部隊の隊長は、係長(消防司令)が担うとともに、係長を補佐する職員(消防司令補)を配置し、更なる出張所部隊の災害対応力の強化を図ります。

【ポイント②】豊富な経験を有した毎日勤務の職員(地域担当)を配置

出張所部隊が災害出場中や訓練等で不在の場合でも、豊富な経験を有した毎日勤務の職員(地域担当)が、現行と変わらず消防出張所の窓口対応を行います。

【ポイント③】 地域・消防団への対応

＜現行体制＞

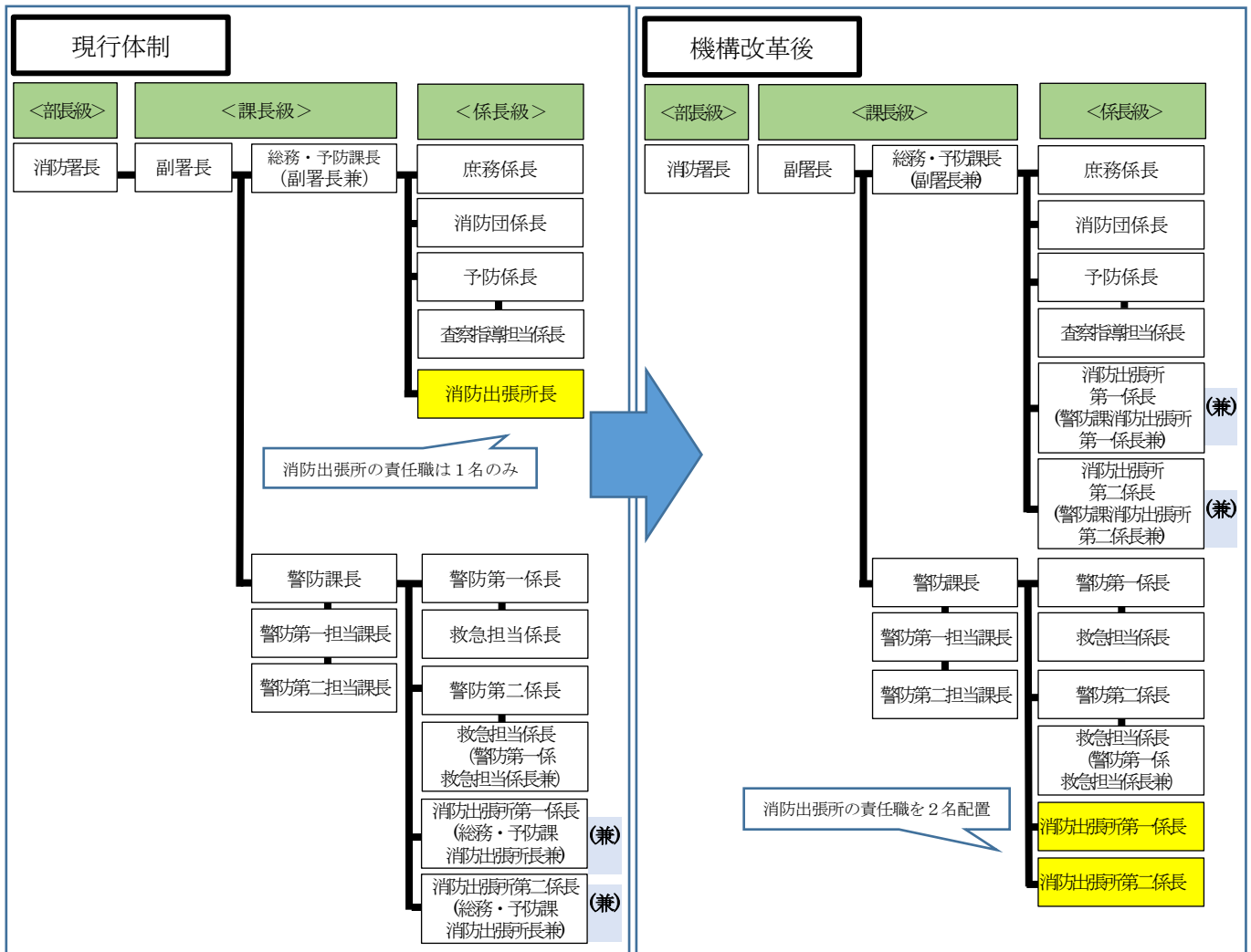
地域・企業等への「防災指導」や各種訓練、会議への参加をはじめとする「消防団関連事務」等は、消防出張所長が単独で行うことが多くなっています。

＜今後の体制＞

・「防災指導」等は、消防出張所第一・第二係長のマネジメントのもと、係一体となった対応が可能となります。

・「消防団関連事務」は、訓練から実災害まで、出張所部隊と消防団の顔の見える関係が構築されることで連携が強化されます。

【参考：組織機構図】



消防局総務部企画課
 担当 城田、藤田、飛塚
 電話 045-334-6401 /FAX 045-334-6510
 メール sy-kikaku@city.yokohama.jp

横浜みどりアップ計画[2024-2028]の策定について【情報提供】

1 事業の趣旨

本市では、「緑豊かなまち横浜」を次の世代に引き継いでいくため、平成 21 年度から「横浜みどり税」を財源の一部に活用した「横浜みどりアップ計画」を推進しています。

3 期目となる現行計画は、今年度末に終了しますが、この度、昨年 12 月の横浜みどり税条例一部改正の議決を受け、4 期目となる「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」を策定しましたのでご報告します。引き続き、計画への御理解・御協力をお願いいたします。

なお、配布資料については、区連会での説明後に、単位自治会町内会長あてに各 1 部を送付させていただきます。

2 計画の概要

添付の概要版リーフレットを御参照ください。

横浜みどりアップ 2024-2028

検索



【計画全体に関すること】

環境創造局政策課

電話 045-671-4214 /FAX 045-550-4039

メール ks-mimiplan@city.yokohama.jp

【計画の各事業に関すること】

環境創造局みどりアップ推進課

電話 045-671-2712 /FAX 045-224-6627

メール ks-midoriup@city.yokohama.jp

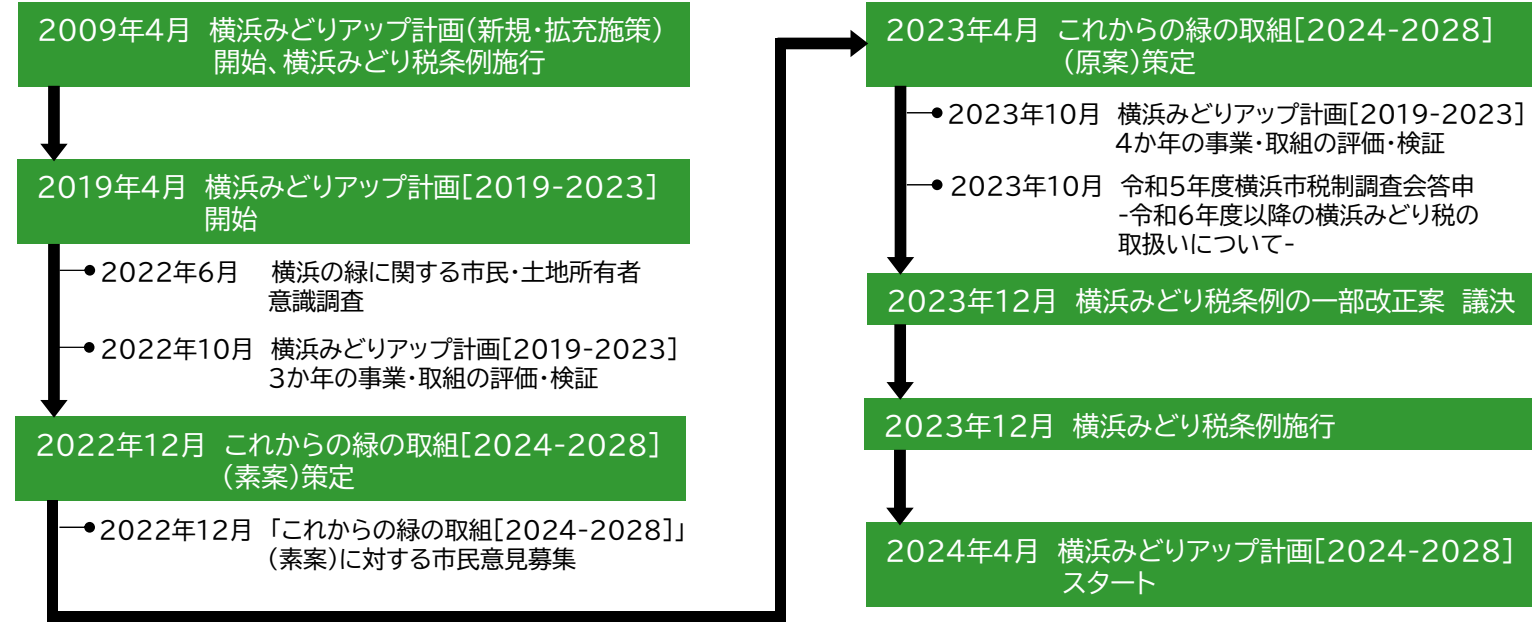
計画を進めるための財源について

「横浜みどり税」は、緑の保全・創造に取り組むための安定的な財源として、2009(平成21)年度から、市民の皆様にご負担いただけてきました。引き続き2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までご負担をお願いし、この計画の重要な財源の一部として活用していきます。

対象	税率
個人	市民税の均等割に年間900円を上乗せ※
法人	市民税の年間均等割額の9%相当額を上乗せ

※ 所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない方は課税対象から除く

横浜みどりアップ計画[2024-2028]策定の流れ

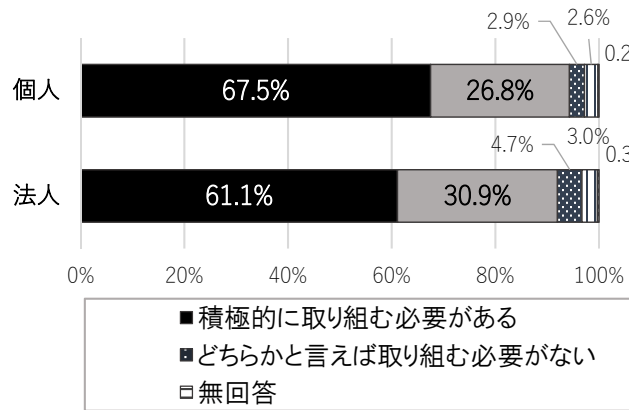


素案に対する市民意見募集の結果(概要)

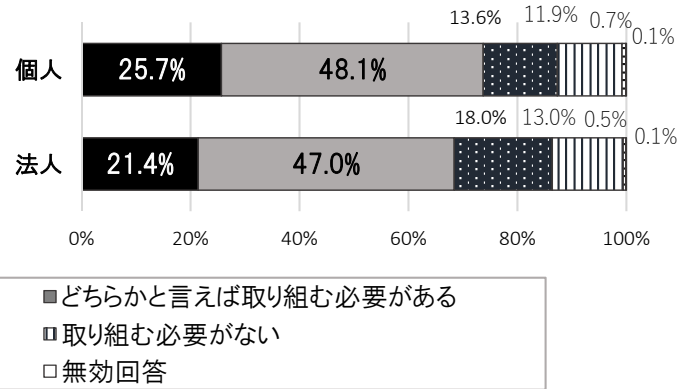
	アンケート方式	公募型自由記述方式
実施期間	2022(令和4)年12月23日(金)から2023(令和5)年1月31日(火)まで	
実施方法	無作為抽出の個人5,000人、法人5,000社に対し調査票を送付	素案の概要版パンフレットに添付のハガキ、Webフォーム、電子メール、FAX
回収数	個人：1,281人 法人：939社	43通(意見総数：93件)

アンケート方式の回答結果

問1 「これからの緑の取組」では、引き続き、貴重な緑を将来に残すとともに、新たに創出する取組を進めようとしています。このことについてどう思いますか。



問7「これからの緑の取組」に掲げた緑を保全・創出し、未来に引き継いでいくための施策を実施するためには、安定的な財源が必要となります。その財源の一部を、横浜みどり税のように、市民が負担することについて、どう思いますか。



※問7は「取り組む」⇒「負担する」に読み替え

計画本編(冊子)は、次の場所で閲覧できます

- 各区役所の広報相談係
- 市民情報センター(市庁舎3階)
- 環境創造局ウェブサイト



問合せ先
 横浜市環境創造局政策調整部政策課みどり政策調整担当
 電話：045-671-4214 FAX：045-550-4093
 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10(28階)

横浜みどりアップ計画[2024-2028] (概要版)

横浜市は大都市でありながら、市民生活の身近な場所に、多くの樹林地や農地などの多様な緑を有しています。これらの緑を次世代に引き継ぐため、「横浜市水と緑の基本計画」の重点的な取組として、2009(平成21)年度から「横浜みどり税」を財源の一部に活用した「横浜みどりアップ計画」を推進しています。

現行の「横浜みどりアップ計画」は、2023(令和5)年度末までの計画ですが、緑の保全や創出は長い時間をかけて継続的に取り組むことが必要です。そこで、これまでの取組の成果などを踏まえ、2028(令和10)年度を目標年次とする「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」をとりまとめました。

横浜みどりアップ計画[2024-2028]が目指す姿

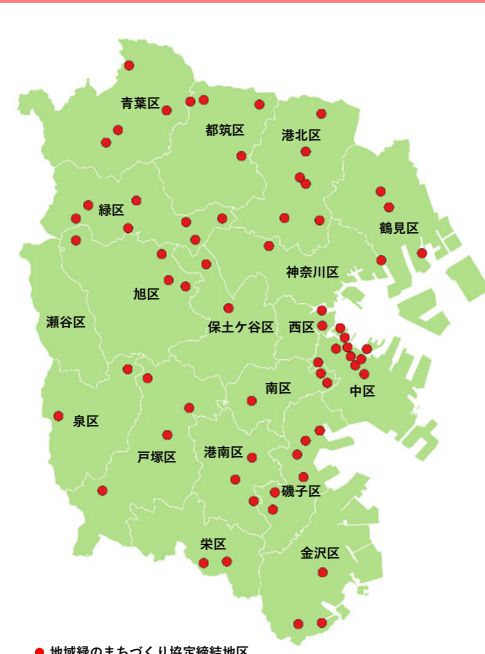
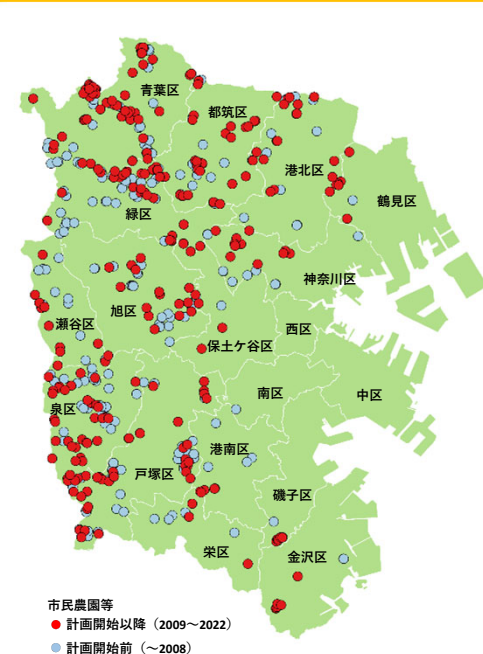
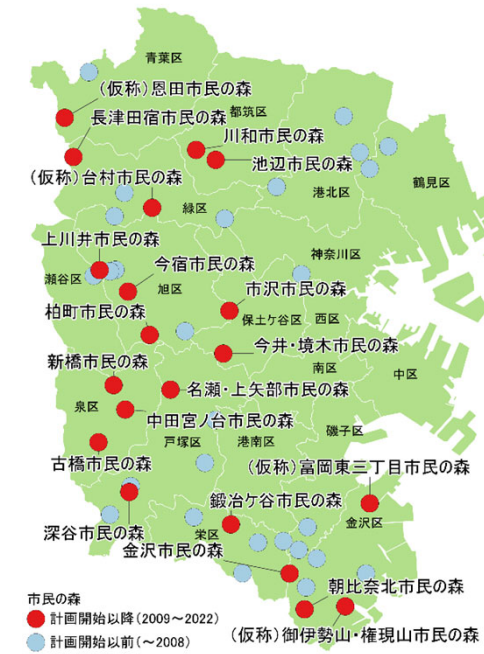


横浜みどりアップ計画のこれまでの主な成果

市民の森の開園
 - 16か所開園し、43か所に -

農園の開設
 - 310か所開設 -

地域が主体となって緑や花を創出
 - 67か所で展開 -



みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜

5か年の目標

計画の理念のもと、2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までの5か年の目標を、次のとおりとします。

- 1. 緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します**
緑地保全制度による指定が進むことで樹林地の担保量が増加、水田の保全面積を維持、市街地で緑を創出する取組が進展 など
- 2. 地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます**
森の保全管理など緑の多様な役割や機能を発揮する取組の進展、緑や花の創出により街の魅力・賑わいが向上 など
- 3. 市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します**
森に関わるイベントや農作物の収穫体験、地域の緑化活動など、市民や事業者が緑に関わる機会が増加 など

みどりアップ計画[2024-2028]の方向性

多様なコミュニティの形成や市民活動の支援の拡充

全市域に広がっている緑や花に関する活動への支援を充実させ、さらに発展させることで、活発な市民活動が行われている姿を目指します



市民が緑に関わる取組のさらなる展開

市民が緑にふれ、感じることができるよう、魅力的な空間づくりや体験イベントの開催をはじめ、これまで確保してきた緑のストックの一層の活用を進めます



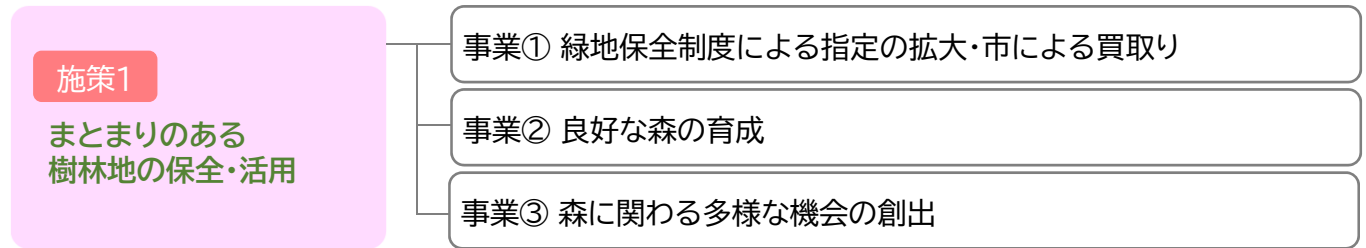
身近な緑の着実な確保と維持管理による質の向上

引き続き身近な緑の場を保全・創出して良好な育成を進めることで、都市環境を形成する主要な要素である緑のもつ多様な機能を効果的に発揮させていきます

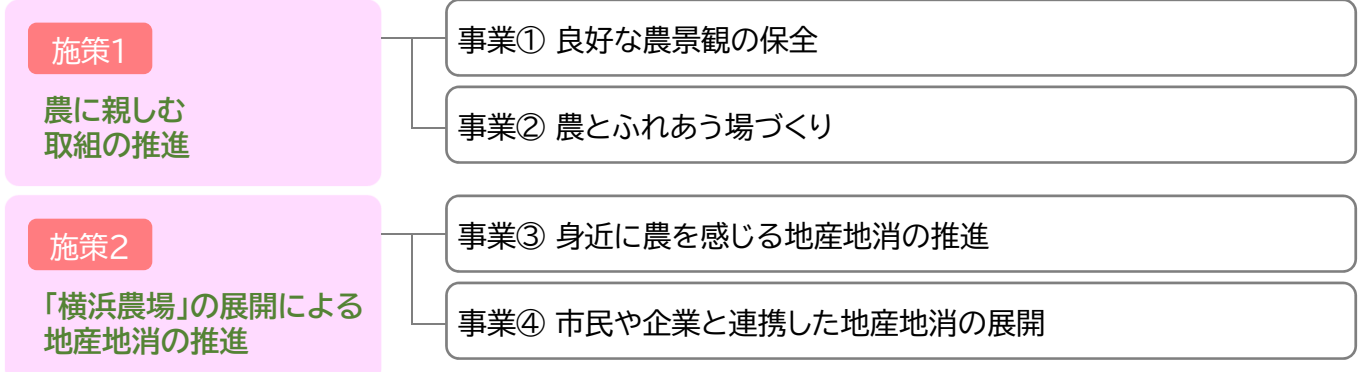


市民・事業者の皆様が取組の意義や成果、緑がもたらす効果をわかりやすく伝えることで、取組への共感と、緑のある暮らしの実感につながる広報を展開

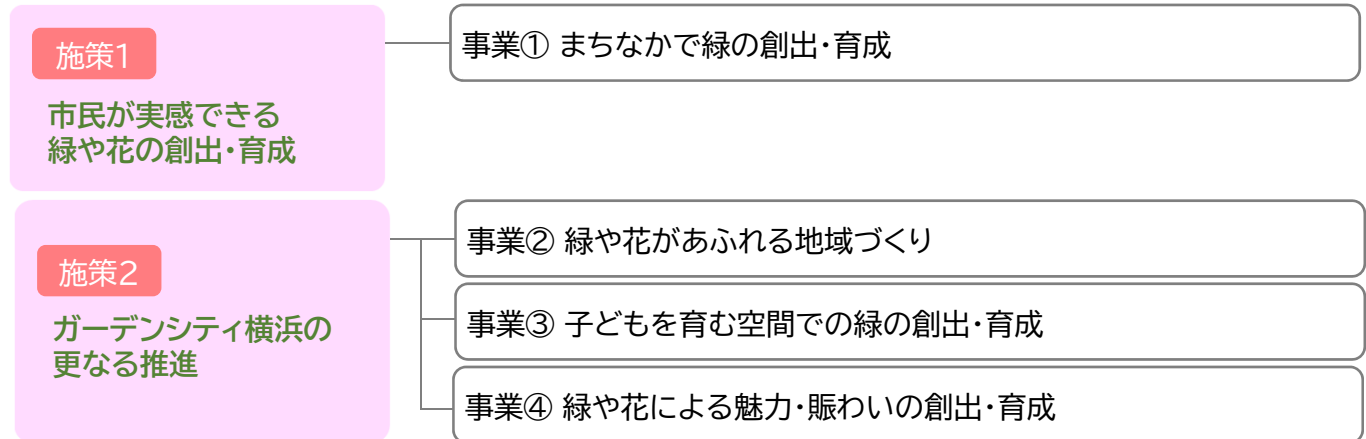
柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む



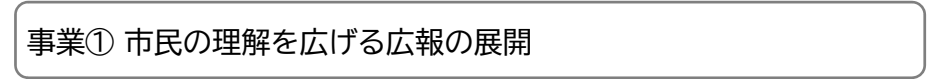
柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる



柱3 市民が実感できる緑や花をつくる



効果的な広報の展開



事業費

(単位：億円)

	事業費	国費	市債	一般財源	みどり税
柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む	303	60	133	24	86
柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる	34	-	12	12	10
柱3 市民が実感できる緑や花をつくる	77	0.5	6	25	46
効果的な広報の展開	0.8	-	-	0.8	-
総事業費	415	60	150	62	142

※端数処理により、合計値は一致しないことがあります。

令和6年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和6年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。
補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

特徴

- **保険料は不要です。**
- **事前の登録・加入手続きは不要です。**
- **事故発生後に手続きをしていただけます。**

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

対象

もっぱら市内で、次の**4つの要件を全て満たす**ボランティア活動を行う方。

- ① **自主的に**構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② **無報酬**の活動（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ **継続的・計画的**に行っている活動
- ④ **公益性**のある(他人や社会に貢献する)活動

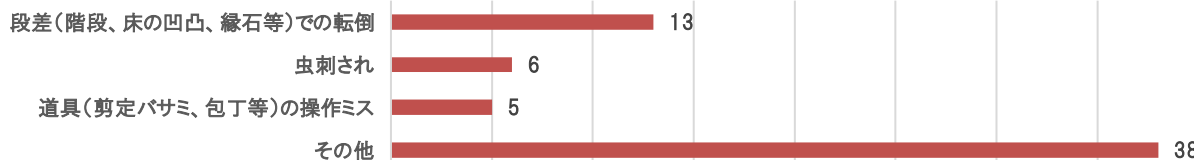
対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

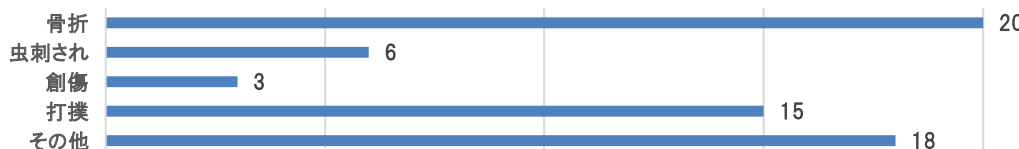
- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との**通常考えられる経路の往復途上**（国内に限る）
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の**準備活動、後片付け**

事故の原因は？

【傷害事故: 令和5年4月～令和5年12月】



負傷内容は？



どうぞ気を付けてご活動ください。

対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営 等



次の活動は対象になりません。(主な例)

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの非常勤特別職の地方公務員としての活動(公務災害等の補償があります)
- (3) 学校管理下での活動(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) 単位取得や学習のために行う活動(例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、労働の対価が支給される活動(交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) 一時的、突発的な善意の行為(例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動(例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) 互助的な活動(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) 特定の個人や特定の団体の利益のための活動
- (10) 政治、宗教、営利に関わる活動(例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- (11) チェーンソーを使用する森林ボランティア活動 (賠償責任事故のみ対象となります)

①防災訓練やイベントの参加者、講座の受講者は対象になりません。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)

②本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)

③本市が所有する施設への賠償責任事故には適用できません。

補償内容



賠償責任事故	ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、 法律上の賠償責任を負った場合に 保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。 ※免責金額(自己負担額)5,000円を超える部分について支払われます。			
	区分	保険金額(限度額)	自己負担額	内容
	身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000円	他人の身体に損害を与えた場合
	財物賠償	1事故 500万円		他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償	他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合			

傷害事故	ボランティア活動中に発生した 急激かつ偶然な外来事故(※) によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区分	保険金額	内容
	死亡	1名 500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合
	後遺障害	程度により 1名 20~500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
	入院	1日 3,500円 (180日限度)	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に入院または通院した場合 ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※ 医師のいる医療機関 で診断・治療を受けてください。
	通院	1日 2,500円 (90日限度)	
手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円	入院保険金が支払われる場合で、事故の日から180日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1回の手術に限る)	

※急激かつ偶然な外来事故とは

- ・ **急激**・・・原因または結果の発生を**避け得ない**程度に急迫した状態
- ・ **偶然**・・・原因または結果の発生が対象者にとって**予知できない**状態
- ・ **外来**・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(**持病等**)ではないこと



支払いの対象とならない主な例

■賠償責任事故・傷害事故 共通	
・地震、噴火、または津波による事故 ・活動者の故意による事故 ・活動者の心神喪失による事故 等	
■賠償責任事故	■傷害事故
<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両の所有、使用、または管理に起因する事故 ・ 故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故 ・ 自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損 ・ 活動者の親族に対する事故 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症 ・ 対象者の脳疾患や疾病によるもの ・ 細菌性食中毒 ・ むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの ・ 自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故 ・ 重大な過失による事故 ・ 長時間立って作業をしたことでひざを痛めた 等

事故が起こった際の手続き方法



1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる病院**へ行きます。

2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「**事故報告書(様式)**」をお渡します。必要事項を記入し、**書類(下表参照)**と一緒にご提出ください。

保険の対象要件(確認事項)		提出書類の例
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集パンフレット 等
2	無報酬の活動である	
3	公益性のある活動である	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ 等
5	申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6	【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ 「**事故報告書**」には、**事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合**は、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合**は、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。 [トップページ](#) [市民活動保険](#) [検索](#)



Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

(各区役所総務課) お問い合わせ・申請先 市外局番 045	青葉区	Tel 978-2212 Fax 978-2410	港南区	Tel 847-8305 Fax 841-7030	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
	旭区	Tel 954-6006 Fax 951-3401	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209	中区	Tel 224-8112 Fax 224-8109
	泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505	栄区	Tel 894-8311 Fax 895-2260	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
	磯子区	Tel 750-2311 Fax 750-2530	瀬谷区	Tel 367-5611 Fax 366-9657	保土ヶ谷区	Tel 334-6373 Fax 334-6390
	神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
	金沢区	Tel 788-7705 Fax 786-0934	鶴見区	Tel 510-1653 Fax 510-1889	南区	Tel 341-1224 Fax 241-1151

<作成・発行> 横浜市市民局地域活動推進課

Tel : 045-671-3624 / Eメール: sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

令和6年度 横浜市LED防犯灯事業について【お知らせ】

1 趣旨

令和6年度の横浜市LED防犯灯事業についてお知らせします。

引き続き、LED防犯灯の見守り等について御協力をお願いします。また、地域で必要な場所に防犯灯の設置を希望する際の申請手続き等について御案内します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 このお知らせの概要

(1) 横浜市のLED防犯灯について (2ページ)

(2) LED防犯灯の見守りへの御協力について (3ページ)

故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを引き続きお願いします。

(3) 劣化した鋼管ポール防犯灯の撤去への御理解について (3ページ)

劣化の著しい鋼管ポールは、安全を考慮し速やかに撤去させていただきます。予めご承知おきください。

(4) 市による新規設置を希望する際の御申請について (4ページ)

- ・市(18区)全体で 154灯(電柱共架型144灯・鋼管ポール型10灯) の予定です。
- ・『令和6年度 電柱へのLED防犯灯の新設申請の手引』及び『令和6年度 鋼管ポールLED防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を御確認いただき、御申請ください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。
- ・申請の 受付は区地域振興課へ、締切は令和6年5月31日(金) となります。

4 LED防犯灯事業の市ホームページ URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/LED/>

【備考】この事業は、令和6年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

<お問合せ先>

市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3709

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

(1) 横浜市のLED防犯灯について

横浜市が管理する防犯灯 約 18 万灯	
電柱共架型 約 16 万灯 (電柱につけた灯具を管理)	鋼管ポール型 約 2 万灯 (独立柱を建て、灯具をつけて柱ごと管理)
<p>灯具の横に黄色のプレートが付いています</p>   	<p>ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています</p>  <p>プレートタイプ</p>  <p>シールタイプ</p> 

- ・物価高騰等により事業費は年々増大していますが、電気料金など縮減できない経費が事業費全体を圧迫している状況です。このため、市では、現在ある防犯灯の維持への対応に注力しています。
- ・街の灯り全体のバランスよい配置を目指し、防犯灯の適正配置を進めていく必要があると考えていますので、引き続き、地域の皆様の御理解、御協力をお願いします。

【横浜市防犯灯設置基準（抜粋）】

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はNTT柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ・灯具の設置の高さは、原則として地上から 4.5 メートル以上とする。

【電柱の撤去に伴う防犯灯の取扱いについて（参考）】

市の電柱共架型防犯灯は、電柱事業者の許可を得て設置し、維持管理しています。電柱事業者や設置場所等の都合により、灯具のついた電柱が撤去・移設される場合、原則として防犯灯も同時に撤去・移設となりますので、予め御承知おきください。

(2) LED防犯灯の見守りへの御協力について

市が設置したLED防犯灯については、故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを、自治会町内会の皆様にお願いしています。

自治会町内会から移管された鋼管ポール型防犯灯は、設置から年数が経ったものも多く、劣化の著しいものも見られます。倒壊による被害を防止するためにも、見守り活動等により劣化したポールを発見した場合は、速やかな情報提供をお願いします。



【LED防犯灯の故障等が発見された際の連絡先】

- ・ 保土ヶ谷区地域振興課 電話045-334-6303
- ・ 市民局地域防犯支援課 (電話045-671-3709)

■お知らせいただきたいこと

- ① 管理番号(黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号)
- ② 電柱番号、住所及び目標物
- ③ 不具合の内容(「点灯していない」「昼間も点いている」「車が衝突し鋼管ポールが傾いた」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)
- ④ 不具合発生の時期(気づいた日)及び時間帯

* 防犯灯は、周囲の明るさを感知して自動点灯します。周囲の状況により、点灯のタイミングが異なることがあります。故障ではありません。

【注意：電線の垂れ下がりや切断を見つけたとき】

大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター(0120-995-007)に、直接御連絡ください。

※0120番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803(有料)

(3) 劣化した鋼管ポール防犯灯の撤去への御理解について

劣化の著しい鋼管ポールは、安全を考慮し速やかに撤去しますので、予め御承知おきください(対象は市が選定します)。

撤去後は、横浜市防犯灯設置基準に照らし合わせ、①撤去のみ、②近隣電柱に灯具を移設、③建替え(鋼管ポール型防犯灯の再整備)のいずれかの対応となります。

市の設置する防犯灯は電柱共架型を基本としていることから、建替えは付近に電柱がない場合に限り(令和6年度は市全体で22本を予定)。建替えにあたっては、近隣にお住まいの皆様から御理解・御協力を得るために、自治会町内会の皆様に御協力をお願いします(具体的な内容は個別に御相談)。

なお、現在設置する鋼管ポール基礎は大きい（約直径 50cm）ため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に設置できない場合もあります。

（４）市による新規設置を希望する際の御申請について

① 令和 6 年度の新規設置の御申請について

- ・市（18 区）全体で 154 灯（電柱共架型 144 灯・鋼管ポール型 10 灯） の予定です。
- ・『令和 6 年度 電柱への LED 防犯灯の新設申請の手引』及び『令和 6 年度 鋼管ポール LED 防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を御確認いただき、御申請ください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。
- ・申請の受付は区地域振興課へ、締切は令和 6 年 5 月 31 日（金）となります。

令和 6 年度から制度化：「付替制度」の利用について

周辺の土地利用状況が変わり、防犯灯に頼ることなく十分な明るさを確保できるようになった場所がある場合（※）は、その場所の市管理防犯灯を撤去し、代わりに明かりが必要な場所の電柱に灯具を再設置する「付替制度」を整えました。この制度を利用することで、新設予定数（電柱共架型 144 灯）とは別枠で設置できるというメリットがありますので、積極的な御検討をお願いします。

※十分な明るさを確保できるようになった場合の例

- ・防犯灯の近くに、明るい道路照明が設置された
- ・マンションや 24 時間営業の店舗ができ、周辺が十分に明るくなった 等

② 申請にあたっての留意事項

- ・申請にあたり、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。
※設置段階で近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- ・複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。

③ その他の方法で必要な灯りを確保するには

次のような手法で必要な灯りを確保する方法もあります。御検討ください。

自治会町内会が自ら地域防犯灯を設置し、維持・管理を行う	地域防犯灯の設置にあたり地域活動推進費補助金をご活用いただけるほか、維持管理に係る補助金の交付を受けることができます。
自治会町内会や宅地開発事業者が、LED防犯灯を独自に設置する	<u>事前に横浜市と協議のうえ</u> 、設置後に横浜市へ防犯灯を寄附いただける制度があります。 ※鋼管ポール型防犯灯は寄附制度の対象外

自治会町内会長 各位

市連会 3月定例会説明資料
令和6年3月12日
市民局地域支援部地域防犯支援課

地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ【情報提供】

1 事業の趣旨

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和6年度も実施します。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課までご提出ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 制度の概要

(1) 申請書及び添付書類の提出期限：**令和6年7月31日（水）必着**

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目をお願いします。

申請の手引及び申請書の配付場所：各区地域振興課または市民局ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html>

または、[横浜市 地域防犯カメラ設置補助金](#) で検索できます。

(2) 申請書類提出先：

- ・各区地域振興課（持参または郵送）
- ・横浜市電子申請・届出システム(右の二次元コードよりアクセス)

【主な提出書類】

- ・申請書（第1号様式）、見積書、収支計算書（第2号様式）
 - ・設置場所の使用に関する土木事務所等との協議書、電柱への設置に関する協議書
- ※過去に申請したことがある場合は申請書類の一部を省略できます。

詳しくは、申請の手引きをご覧ください、各区地域振興課へご相談ください。



(3) 補助金交付までのスケジュール

令和6年3月～	・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意の取り付け ・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所 等)
7月31日まで	・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
9月頃	・補助金交付決定（横浜市から交付、不交付の決定を通知します） ※以降、機器購入・工事契約が可能となります
令和7年2月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出
3月頃	・補助金交付

(4) 補助条件等

① 補助対象の防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラです。

防犯カメラの設置及び運用については、プライバシー保護のために、総会、役員会等で合意を得ることが必要です。また、設置箇所周辺の住民にも必ず同意を得てください。

② 補助対象団体：自治会町内会、地区連合町内会

③ 補助対象経費

防犯カメラ等機器購入費及び設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板等の設置費
※電気料金、修繕、点検などの維持管理費や更新に係る費用は補助対象外

④ 補助内容

防犯カメラ1台ごとに補助対象経費の10分の9
補助上限額 210,000円

⑤ 交付台数

令和6年度は、地域の防犯力強化のために、補助予算台数150台を維持します。
ただし、予算の範囲内で交付決定をするため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。その場合、防犯活動の取組状況・犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

【参考】民間事業者による防犯カメラ設置の取組

自治会町内会が飲料自動販売機の設置場所を提供できる場合、その売上・利益により、防犯カメラの設置費用等を賄う取り組みをしている事業者があります。横浜市地域防犯カメラ設置補助制度を利用せずに防犯カメラの設置を検討する場合は参考にしてください。

※設置条件等については各飲料メーカーごとに異なります。詳細につきましては、横浜市HPをご覧ください。ただくほか、神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課までお問い合わせください。

神奈川県HP→<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/anan/annet/index.html>

横浜市HP→



市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3705

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

保土ヶ谷区の治安状況

* 数字はいずれも暫定値です。

1 犯罪発生状況

(1) 月別発生数 (単位：件)

	総数	1月	2月
		発生数	発生数
令和6年	96	55	41
令和5年	103	62	41
増減数	-7	-7	0

○ 令和5年中の犯罪発生件数
741件 前年比 +34件

(2) 罪種別発生数 (単位：件)

	罪種 総数	特殊詐欺		空き巣		オートバイ盗		自転車盗		わいせつ事犯		部品ねらい		車上ねらい		その他	
		1~2月	2月	1~2月	2月	1~2月	2月	1~2月	2月	1~2月	2月	1~2月	2月	1~2月	2月		
令和6年	96	5	3	1	0	1	0	21	8	1	0	8	4	8	4	51	22
令和5年	103	5	3	6	0	5	0	15	8	1	0	3	3	1	0	67	27
増減	-7	0	0	-5	0	-4	0	6	0	0	0	5	1	7	4	-16	-5

○ その他・主な内訳
万引き10、器物損壊9、自動車盗4、置引き3

(3) 特殊詐欺発生数 & 被害額

		発生件数		被害額	
		1~2月	2月	1~2月	2月
令和6年	神奈川県内	191件	99件	3億1513万円	1億6865万円
	保土ヶ谷区内	5件	3件	200万円	80万円
令和5年	神奈川県内	325件	182件	6億2245万円	4億1364万円
	保土ヶ谷区内	5件	3件	820万円	627万円
増減	神奈川県内	-134件	-83件	-3億732万円	-2億4499万円
	保土ヶ谷区内	±0件	±0件	-620万円	-547万円

○ 令和5年中の特殊詐欺発生
件数及び被害額
41件 前年比 -7件
1億4,280万円
前年比 +6,692万円

○ 1~2月中の手口一覧
・預貯金詐欺 4件
・架空料金請求詐欺 1件
・オレオレ詐欺 0件
・キャッシュカード詐欺盗 0件
・還付金詐欺 0件
計 5件

- ATMで還付金が戻ることはありません。
- 留守番電話の常時設定をお願いします。

2 交通事故発生状況

		1~2月	2月
令和6年	発生件数	52件	23件
	死者数	0人	0人
	負傷者数	57人	25人
令和5年	発生件数	45件	19件
	死者数	2人	0人
	負傷者数	55人	28人
増減数	発生件数	+7件	+4件
	死者数	-2人	±0人
	負傷者数	+2人	-3人

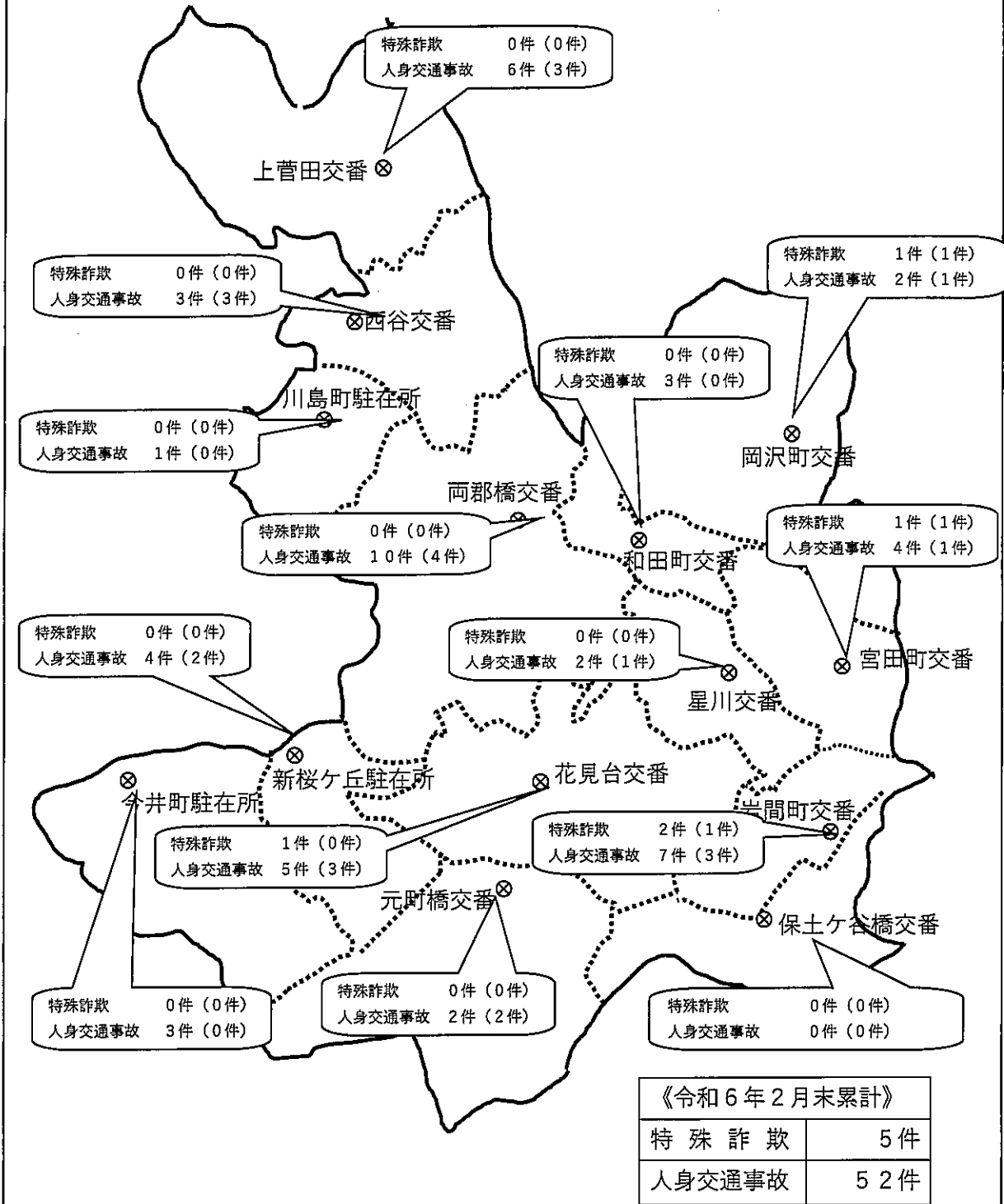
- 区内の人身事故発生件数は増加傾向
令和6年2月末現在52件発生
前年同期比+7件
- 区内の死亡事故は0件
県全体の2月末現在、死亡事故は13件で
前年同期比-5件
*全国ワースト7位
- 春の全国交通安全運動
期間：4月6日~15日
スローガン：
安全は心と時間のゆとりから

交番・駐在所別【特殊詐欺・人身交通事故発生状況】

(2月末累計)

(注1) 数字はいずれも暫定値です。

(注2) () 内は令和6年2月の発生件数です。



令和6年火災・救急状況 (令和6年2月29日 現在)

1 火災事案(2月中)

1	2月4日(日)	川島町	建物火災(負傷者なし)
2	2月16日(金)	峰岡町	車両火災(負傷者なし)
3	2月26日(月)	峰岡町	建物火災(負傷者なし)

2 保土ヶ谷区内の火災の状況

区分 年	火災 件数	火災種別			被害程度		
		建物火災	車両火災	その他の 火災 ※	焼損面積 (㎡)	死者 (人)	負傷者 (人)
令和6年	7 (109)	3	2	2	0	0	0
令和5年	4 (136)	1	0	3	0	0	0
増△減	3 (△ 27)	2	2	△ 1	0	0	0

※ その他の火災とは、雑草及びゴミや車両として運行できない廃車等が焼損した火災です。

()は横浜市内

3 主な出火原因

区分 年	こんろ	たばこ	火遊び	排気管
令和6年	1	1	1	1
令和5年	0	2	0	0
増△減	1	△ 1	1	1

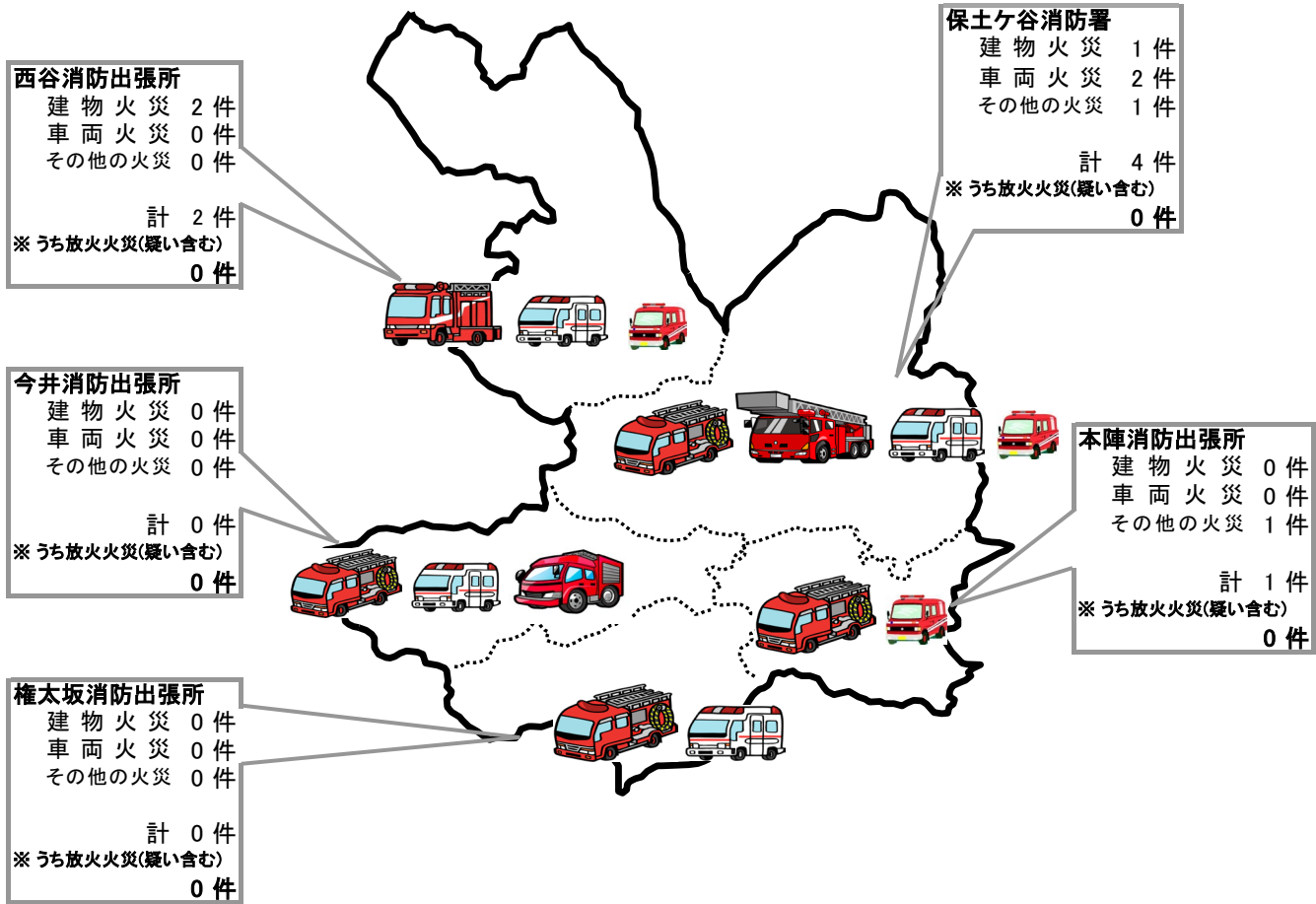
4 保土ヶ谷区内の救急状況

区分 年	件数	急病	一般負傷	交通事故	その他※	一日あたり
令和6年	2,381 (43,088)	1,678	461	79	163	39.7
令和5年	2,158 (39,627)	1,531	430	60	137	36.6
増△減	223 (3,461)	147	31	19	26	3.1

※その他には、自損行為・加害・運動競技・労働災害・火災・転院搬送等が含まれています。

()は横浜市内

保土ヶ谷消防署受持区域別火災件数 (令和6年2月29日現在)



保土ヶ谷地区連合自治会	0
保土ヶ谷南部地区連合自治会	1
保土ヶ谷中地区連合自治会	0
保土ヶ谷東部地区連合自治会	0
保土ヶ谷西部地区連合自治会	0
権太坂境木地区連合自治会	0
岩井町原連合町内会	0

岩間地区連合町内会	0
中央連合町内会	2
中央東部地区連合町内会	1
和田・釜台地区連合町内会	0
上星川地区連合町内会	0
常盤台地区連合町内会	0
川島東部連合町内会	0

仏向地区連合町内会	0
川島原地区連合町内会	0
西谷連合町内会	0
上新地区連合自治会	0
新桜ヶ丘地区連合自治会	0
上菅田地区連合自治会	1
その他、未加入	2
合計	7

～～ 春… 乾燥する季節の火災に注意！ ～～

引っ越し、新学期、入社など… 春は人の動きが慌ただしい時期です。忙しい中での”うっかり”を防ぐためにも、心に少し余裕をもって生活したいものですね。また、春は風が強く、空気が乾燥するため、ひとたび火災が起こると周りに燃え移り、大きな火災になる危険性があります。「三寒四温」といわれるように、これからも寒い日があると思います。火気を取り扱う際は”うっかり”のないように特にご注意ください。

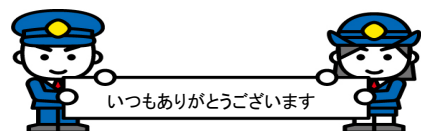
住宅防火対策 ～暖房器具編～

暖房器具の使用方法を今一度見直し、出火防止に努めてください。
 また、朝昼の寒暖の差が大きくなり始めると、ストーブ等の燃焼機器の使用放置も多くなります。
 火を使ってる意識をしっかりと持ち、その場を離れるときは消しましょう。

★★ 連続無火災地域表彰 ★★

★ 上新地区連合自治会 ★

令和4年1月17日から2年間の連続無火災を達成されました。
 2月27日(火)に、神部区長から金子会長へ感謝状が授与されました。



高潮浸水想定区域の見直しの概要

神奈川県では、台風などにより想定し得る最大規模の高潮が発生した場合に、東京湾沿岸で浸水が想定される区域を、高潮浸水想定区域として、平成31年4月に指定しました。

しかし、令和元年台風第15号に伴う高波によって高潮浸水想定区域を越えて浸水が発生した事例等があったことを受けて、国が「高潮浸水想定区域図作成の手引き」を改定したことに伴い、このたび高潮浸水想定区域を見直しました。

○ 今回見直した条件 ※赤字箇所を追加

・ 想定する台風の規模

台風の中心気圧	: 910hPa (室戸台風級)	※変更なし
暴風半径 (最大旋衡風速半径)	: 20, 30, 40, 75km (伊勢湾台風級)	
台風の移動速度	: 20, 30, 40, 50, 53, 60, 73km/h (伊勢湾台風級)	

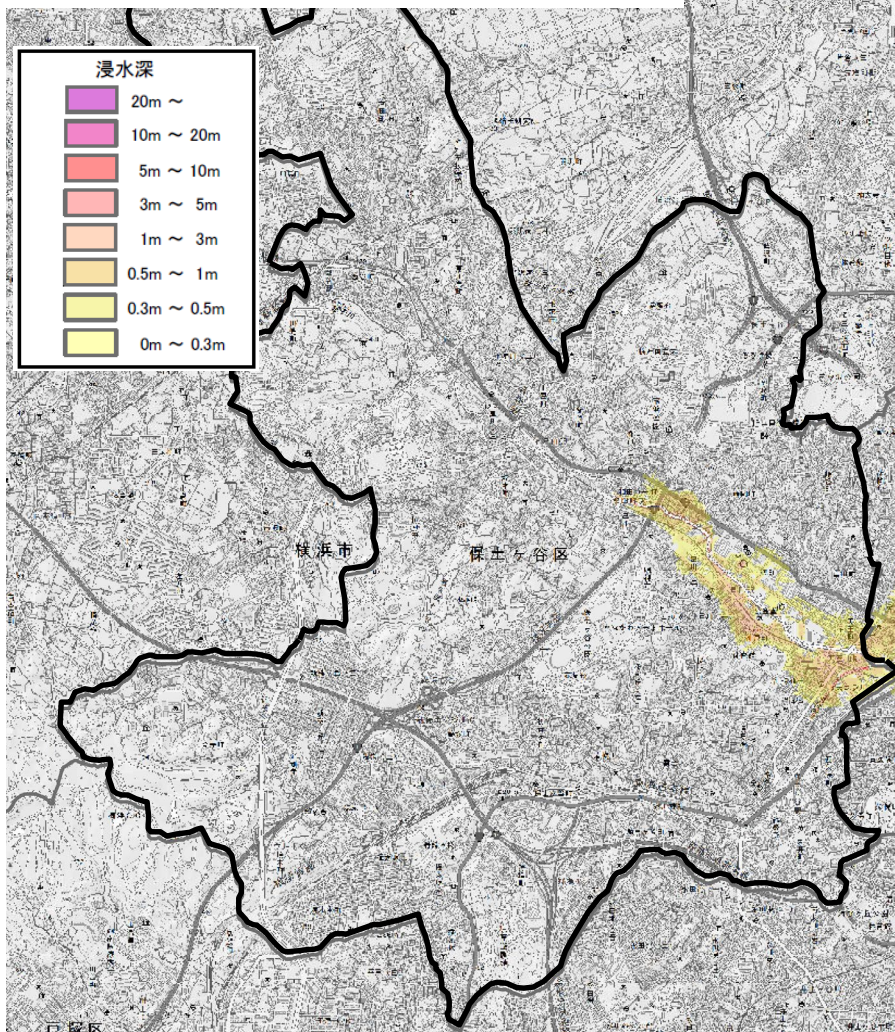
・ 最悪の事態を想定したシナリオ

- ①沿岸の構造物の決壊条件について、決壊あり・なしの両方を考慮
- ②想定する台風の経路、半径及び移動速度の条件を増やして検討し、より影響の大きい台風を選定
- ③台風接近に伴う降雨が想定されることから、河川における洪水の発生を想定

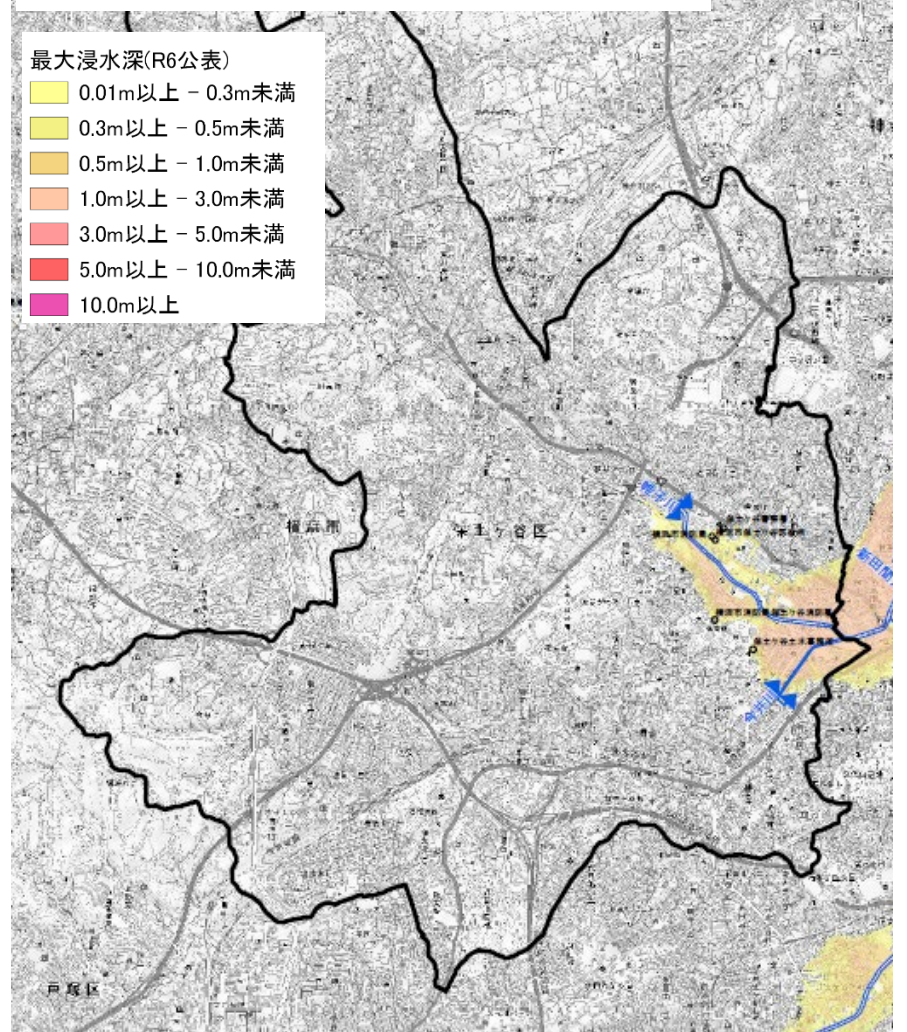
※想定する中心気圧の台風が東京湾周辺を通過する確率は1/1,000~1/5,000年程度に相当します。

○ 横浜市(保土ヶ谷区)の浸水想定区域(比較)

最大の浸水深(前回)A=0.7km²



最大の浸水深(今回)A=0.7km²



高潮特別警戒水位の見直しについて

- ・「高潮特別警戒水位」は、高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位で、基準水位観測所の水位が「高潮特別警戒水位」に到達した場合には、県は「高潮氾濫発生情報(警戒レベル5相当(緊急安全確保))」を公表し、報道機関等の協力を得て周知します。
- ・このたび、高潮浸水想定区域の見直しに伴い「高潮特別警戒水位」を再検討するとともに、これまで横浜市の沿岸を4つの区間に分割して設定していた「高潮特別警戒水位」を、気象警報・注意報の発表単位と同様に1つに集約しました。

(横浜市の高潮特別警戒水位(見直し後))

水位周知実施区間	基準水位観測所	高潮特別警戒水位
横浜港	横須賀	T.P.+1.35m

※見直し後の高潮特別警戒水位は、令和6年4月末から運用を開始する予定です。

○ 状況に応じた避難行動

近隣の避難所や
浸水想定区域外への避難

高潮警報※等の発表 ⇒ 市が**避難指示**を発表

通常の水位 ↑ 危険な水位に達する予測



※高潮警報(警戒レベル4相当)

危険な水位に達することが予測される場合、3~6時間前に気象庁が発表する情報で、まだ風は強くない状況であり、近隣の避難所や浸水想定区域外へ避難できる段階

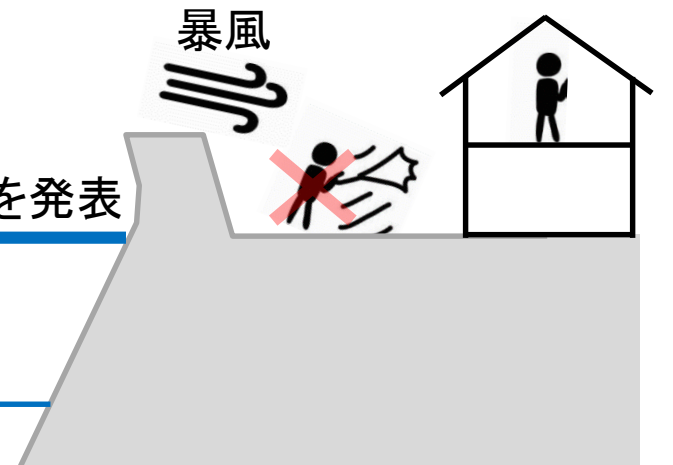
さらに水位が上昇

緊急安全確保
命の危険直ちに安全確保!

(水位の設定により追加する対応)

高潮特別警戒水位に到達 ⇒ 県が**高潮氾濫発生情報※**を発表

通常の水位 ↑ 高潮による水位の上昇



※高潮氾濫発生情報(警戒レベル5相当)

高潮により水位が上昇し、いつ氾濫が発生してもおかしくない切迫した状況であることを県が発表する情報で、氾濫の発生に対する対応(緊急安全確保)が求められる。

各自治会町内会長 様

保土ヶ谷区区政推進課長

第3回ほどがや地産地消料理コンテストの周知について

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

保土ヶ谷区では、旬の野菜の美味しさや魅力を多くの方にお伝えするため、「ほどがや地産地消料理コンテスト」を開催しています。令和6年度も、ほどがや産野菜の魅力を引き出すアイデアレシピを募集します。

区制100周年を迎える令和9年度には「区制100周年記念レシピ集（仮称）」を発行する予定です。

つきましては、レシピ募集期間中、自治会町内会掲示板へのちらしの掲示について御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 ほどがや地産地消料理コンテストの概要

設定されたテーマ・条件に沿ったレシピを募集し、書類審査にて選考された5組による料理コンテストを実施します。

(1) レシピ募集期間

令和6年3月18日（月）から6月14日（金）まで

(2) 応募方法

応募フォームまたは応募用紙に必要事項を記入のうえ、WEB・郵送・窓口持参のいずれかの方法で応募いただけます。

応募用紙はホームページからダウンロードいただけるほか、区役所等公共施設や鉄道駅等に配架しています。

2 送付資料

第3回ほどがや地産地消料理コンテストちらし

3 掲示期間

令和6年6月14日（金）まで

担当 区政推進課地域力推進担当
平野、土塔、市川

電話 334-6380 FAX 333-7945

E-mail ho-chiikiriyoku@city.yokohama.jp

保土ヶ谷区は
令和9年に
区制100周年!

第3回

ほどがや 地産地消料理 コンテスト

テーマ：春夏野菜を使った野菜たっぷり料理

区制100周年記念レシピ集の発行に向けて
ほどがや産野菜を使ったアイデアレシピを大募集!

レシピ募集期間

令和6年3月18日(月)～6月14日(金)

5作品を選考

料理コンテスト
(調理あり)

令和6年8月3日(土)開催

参加賞

ご応募いただいた方全員に
いずれかをプレゼント!

横浜農場エコバッグ

カトラリーセット

保冷温バッグ

オリジナルハンカチ

お楽しみ賞

さらに抽選で5名様にプレゼント!

苺部葱じゃん

2023調味料選手権辛み部門最優秀賞受賞

※参加賞およびお楽しみ賞は7月以降順次発送します

審査員賞

料理コンテストに進む5作品に選ばれた方に
ほどがや産野菜詰め合わせをプレゼント
さらに、5つの賞を設けて賞状と賞品を授与

賞品例



※写真はイメージです

問合せ

保土ヶ谷区役所区政推進課 電話:045-334-6228
メール:ho-chiikiryou@city.yokohama.jp

イベント公式HP

ほどがや地産地消料理コンテスト 検索



レシピ応募

応募資格

区内在住・在勤・在学の方

募集期間

令和6年3月18日(月)から6月14日(金)

応募レシピの条件

- テーマ「春夏野菜を使った野菜たっぷり料理」
- ほどがや産の春夏野菜を使うこと。その他肉、魚等を使うことは可能。
- 2人前をおおむね1,000円以内で作ること。
- 応募フォームまたは応募用紙に必要な事項(料理名、レシピ、工夫した点など)をご記入のうえ、料理の写真を添付すること。
- 調理時間60分以内でできること。

応募方法

WEB・郵送・窓口持参



WEB(応募フォーム)からの応募



▲コンテストの詳細や応募用紙のダウンロードもこちらから



郵送または窓口

(区役所本館2階22番)でご応募

ホームページから応募用紙をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、ご応募ください。
※応募用紙は窓口でも配布しています。

(宛先)〒240-0001横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9
保土ヶ谷区役所区政推進課「料理コンテスト」担当
令和6年6月14日(金)必着

昨年(2023年)のコンテストの様子



中学生の方にもご参加いただきました!



保土ヶ谷で採れる春夏野菜

書類選考

料理コンテストに進む5作品を選考

※料理コンテスト(調理あり)に参加していただく方には、7月19日(金)までにご連絡させていただきます。

料理コンテスト(調理あり)

実際に調理した作品を審査員が試食し、各審査員賞を決定

日時 令和6年8月3日(土)

会場 ほどがや地区センター料理室(横浜市保土ヶ谷区天王町1-21)

審査員 JA横浜保土ヶ谷支店支店長、保土ヶ谷区食生活等改善推進員会会長、保土ヶ谷区長 ほか

ほどがや産野菜はここで買えます!

横浜ほどがや農産物直売所マップ

詳しい情報はコチラ!



マップの配布場所

- 区役所本館2階22番
- 区民利用施設など



横浜みどりアップ計画



横浜市内

相鉄・東急新横浜線沿線

花みどり スポット



エリアマップ



2027年に横浜市で開催されるGREEN×EXPO 2027(2027年国際園芸博覧会)。
会場沿線である相鉄線や、相鉄線とつながる東急新横浜線沿いの地域では、花や緑が美しいスポットがたくさんあります。足を延ばして、様々なスポットの魅力に触れるお散歩に出かけてみませんか？



**鶴ヶ峰
(里山ガーデン)
エリア**

P9~10

11~13

**GREEN
×
EXPO
2027会場**

P21~22

**三ツ境・瀬谷
エリア**

P11~13

14~19

**二俣川~ゆめが丘
エリア**

P14~16

20~25

**新綱島・日吉
エリア**

P19~20

30~33

**羽沢横浜国大・
新横浜
エリア**

P17~18

26~29

**横浜・平沼橋
エリア**

P3~5

1~5

**保土ヶ谷
エリア**

P6~8

6~10



横浜・平沼橋エリア

保土ヶ谷エリア

鶴ヶ峰(里山ガーデン)エリア

三ツ境・瀬谷エリア

二俣川~ゆめが丘エリア

羽沢横浜国大・新横浜エリア

新綱島・日吉エリア

横浜・平沼橋エリア



1 東横フラワー緑道

歩行者専用のため、安心してお子さまとお散歩できます。

主な花(見頃) 桜(3~4月)、チューリップ(4月上旬)、アジサイ(5~6月)

- 横浜市神奈川区広台太田町7
- 東急東横線 反町駅から徒歩1分
- 各線 横浜駅から徒歩8分

花と賑わいあふれる プロムナード

かつて地上にあった東横線の線路跡に整備された散歩道。当時の線路を感じながら散歩を楽しめます。色とりどりの花壇と、桜やアジサイなどの四季の花が道を飾り、花を楽しみながらのんびり散策できます。

定期的
フリーマーケットを
開催!



2 石崎川プロムナード

主な花(見頃) 桜(3~4月)

- 横浜市西区平沼一丁目周辺(石崎川沿い)
- 京急線 戸部駅から徒歩5分
- 横浜市営地下鉄ブルーライン 高島町駅から徒歩5分
- 相鉄本線 平沼橋駅から徒歩8分



川面に映る桜が楽しめる散歩道

石崎川の川沿いに整備された遊歩道。各所に架けられた橋の上からは、川面に映る桜並木を楽しめ、春のお散歩におすすめです。

桜並木と電車が
撮影できます!



コラム



西区のマスコットキャラクター「にしまろちゃん」

石崎川プロムナード再整備事業

2023年度より3か年で、街路樹の植替やグリーンインフラを活用した歩道の工事を実施し、歩きやすいプロムナードに再整備中です。西区が2024年に区制80周年を迎えることを記念して、西区の花であるスイセンも植えています。



3 岡野公園

広場・遊具があり、お子さまにもおすすめです。

主な花(見頃) チューリップ(4月中旬)、バラ(4~5月、10~12月)、アジサイ(5~6月)

- 横浜市西区岡野二丁目9
- 相鉄本線 平沼橋駅から徒歩8分
- 各線 横浜駅から徒歩10分



バラ以外の
季節の花も



横浜駅からほど近い バラの美しい公園

公園スタッフが丹精込めて育てているバラは、毎年見事な花を咲かせています。各バラの説明も掲示されているほか、4月のチューリップ、6月のアジサイなど、四季折々の花も楽しめます。

4 横浜イングリッシュガーデン

有料

主な花(見頃) バラ(5月、10~11月)、アジサイ(5~6月)

- 横浜市西区西平沼町6-1 tvk ecom park内
- 相鉄本線 平沼橋駅から徒歩10分
- 各線 横浜駅から徒歩無料送迎バスあり*

*バスや営業時間の詳細は横浜イングリッシュガーデンの公式HPでご確認ください

横浜を代表するガーデンで 癒しのひとときを

2018年世界バラ会議において「優秀庭園賞」を受賞した英国式庭園。2,200品種のバラが彩る園内は、桜やアジサイなど季節の花も咲き、フォトスポットとしても人気です。ショップやカフェも併設されています。

※5月頃の園内



ローズトンネルは圧巻!




アジサイの時期も
おすすめです♪
見頃は6月!



子育て 有料 所在地 最寄り駅と所要時間 シェアサイクル

5 ミツ沢公園

 長いローラー滑り台などの遊具は子どもたちのお気に入りです。

主な花(見頃) バラ(1月、5~6月、10~11月)、桜(3~4月)、アジサイ(5~6月)

-  横浜市神奈川区三ツ沢西町3-1
-  ●横浜市営地下鉄 ブルーライン 三ツ沢上町駅から徒歩15分
-  ●各線 横浜駅からバスで「三ツ沢総合グランド入口」下車後 徒歩1分
-  ●相鉄新横浜線 羽沢横浜国大駅からシェアサイクルで15分

四季折々の花を楽しめる区内屈指の公園

春にはたくさんの桜で彩られ、市内有数の花見の名所です。梅雨の時期にはアジサイも咲き誇るほか、園内には多数の品種のバラが植えられ、色や香りを楽しむことができます。四季を通じて散策を楽しめるトリムコースもあります。

遊具がたくさんあって子どもたちも遊べます♪

園内の桜山は圧巻です!



コラム

シェアサイクルで快適な移動を

市内各所に設置されているサイクルポートの自転車を、自由に利用・返却ができる自転車シェアサービスです。電動自転車なので坂道でも楽に乗ることができ、ちょっとした移動にも最適です。お天気の良い日に、シェアサイクルを利用してお出かけしてみたいはいかがでしょうか?

市内で利用できるシェアサイクルはこちらです

●baybike



詳細はこちら

●ハローサイクリング




詳細はこちら



保土ヶ谷エリア



6 星川中央公園

 小さなお子さまも遊べる広場・遊具があります。相鉄線が見えるので、電車好きのお子さまにもおすすめです。

主な花(見頃) フジ(4~5月)、ダマスクローズ(5月)

-  横浜市保土ヶ谷区星川二丁目16
-  ●相鉄本線 星川駅から徒歩5分

異国の香り、バラの女王「ダマスクローズ」を楽しむ

2007年に、ブルガリア共和国の首都・ソフィア市と結んだ「パートナー都市協定」が10年を迎えるにあたり植樹されたバラの女王「ダマスクローズ」。5月には、甘く華やかな香りを楽しむことができます。



ダマスクローズの香りはクレオパトラにも愛されていた!



5月の「ほどがや花フェスタ」では、園内の花壇に加え、色鮮やかな仮設花壇も設置されます



コラム


花の街ほどがや

「ほどがや花憲章」のもと、花と緑のまちづくりを進めています。星川中央公園では、「ほどがやフラワーメイト」による季節に合わせた花の植え替えも行っており、相鉄線の車内からも美しい花壇の様子を見ることができます。





「ほどがやフラワーメイト」による花の植え替えの様子

7 県立保土ヶ谷公園

 広場・遊具があり、小さなお子さまにもおすすめです。

主な花(見頃) 梅(2月)、桜(4月)、アジサイ(5~6月)、ヒマワリ(8月)、イチョウ(11~12月)

 横浜市保土ヶ谷区花見台4-2

-  ●相鉄本線 星川駅から徒歩15分、またはバスで「保土ヶ谷野球場前」下車
- 相鉄本線 和田町駅から徒歩15分

一年を通して四季折々の美しい自然を楽しめる

県内で唯一の県立運動公園として様々な施設でスポーツを楽しむことができるだけでなく、「かながわの花の名所100選」にも選ばれる梅をはじめ、桜やアジサイ、ヒマワリなど季節ごとの花が迎えてくれます。




黄金色に紅葉したイチョウ並木の中のランニングは爽やかな気持ちいい!





約680本の桜が園内をピンク色に染める様は圧巻! お花見もおすすめです!

8 横浜市児童遊園地

 広場・遊び場、池など多様な施設があり、家族連れにもおすすめです。

主な花(見頃) 梅(2~3月)、桜・菜の花(3~4月)

 横浜市保土ヶ谷区狩場町213

-  ●JR 保土ヶ谷駅、相鉄本線 西横浜駅等からバスで「児童遊園地入口」下車後 徒歩5分

四季の移ろいや安らぎを感じる癒しの空間


ももとの地形や樹木を活かして整備しているため、園内には豊かな緑が多く散策にぴったり。春には、菜の花や約200本の桜に囲まれた道をゆっくりお散歩するのもおすすめ。




黄色い菜の花とピンク色の桜の組み合わせが春を感じさせてくれます!




9 仏向町小川アメニティ

 ゲンジボタルを見ることができます。

主な花(見頃) 梅(2月)

 横浜市保土ヶ谷区仏向町1538先

-  ●相鉄本線 星川駅からバスで「新桜ヶ丘団地」下車後 徒歩5分

ゲンジボタルの光跡に包まれる幻想的なひとときを


雑木林に沿って流れる小川は、緑豊かな風景の中で静けさが際立っています。早春には梅の花が咲き、初夏にはゲンジボタルの幻想的な舞を觀賞することができます。




6月中旬の19時30分から20時30分の間が見頃!




10 陣ヶ下溪谷公園

 夏休みの自由研究にもおすすめです。

主な花(見頃) タチツボスミレ(3~5月)、ヤマホトギス(8~9月)

 横浜市保土ヶ谷区川島町1513-1

-  ●相鉄本線 星川駅、和田町駅、鶴ヶ峰駅からバスで「西原住宅入口」下車後 徒歩4分
- 相鉄本線 上星川駅から徒歩15分
- 相鉄本線 西谷駅から徒歩20分



市内唯一の自然の溪谷が息づく、知る人ぞ知る横浜の「秘境」

木もれ日の差し込む森、涼しげな水の流れ、溪谷に響き渡る鳥のさえずり。園内をめぐる遊歩道を歩きながら、四季折々の自然を感じることができます。様々な水辺の生き物観察も楽しむことができ、夏のお出かけにおすすめです。

※柵を越えたり、立ち入り禁止措置を行っている場所には入らないでください。

遊歩道を進んだ先に美しい溪流を眺めることができます

ヤマホトギス



タチツボスミレの群落が目玉になります!



鶴ヶ峰(里山ガーデン)エリア



11 ふるさと尾根道緑道

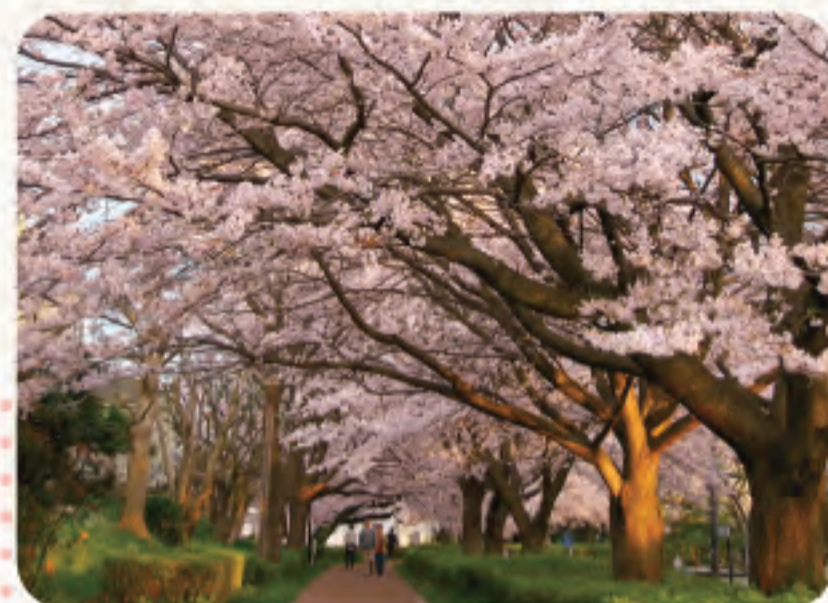
主な花(見頃) 桜(3~4月)、ツツジ(4~5月)、アジサイ(6月)

📍 横浜市旭区今宿東町816-4他 🚶 ●相鉄本線 鶴ヶ峰駅から徒歩20分

都市景観大賞を受賞した美しい桜並木

鶴ヶ峰駅からズーラシアまでの徒歩ルートの一部として、約1.6kmの遊歩道が続いています。春は桜とツツジ、梅雨はアジサイが楽しめます。

歩きやすく整備されたウォーキングに最適



12 よこはま動物園ズーラシア

📍 サバンナのあそび場とわくわく広場では大きな遊具で遊べます。 🎫 有料

主な花(見頃) 124種類の植物(通年)

📍 横浜市旭区上白根町1175-1 🚶 ●相鉄本線 鶴ヶ峰駅、三ツ境駅、横浜市営地下鉄グリーンライン中山駅からバスで「よこはま動物園」下車 ※土・日・祝日は北門まで延伸している路線があります。

世界旅行ができる日本最大級の動物園

「アフリカのサバンナ」での肉食動物・草食動物の混合展示は必見!日本ではここでしか見られない、テングザルやセスジキノボリカンガルーなどの珍しい動物にも出会えるほか、四季折々で約124種類の植物が楽しめます。

各ゾーンで異なる植物にも注目!



13 里山ガーデン

主な花(見頃) 100品種以上の花

📍 よこはま動物園ズーラシア隣接 横浜市旭区上白根町1425-4 🚶 ●相鉄本線 鶴ヶ峰駅、三ツ境駅からバス「よこはま動物園」下車後 徒歩15分または無料シャトルバス ※土・日・祝日はよこはま動物園北門まで延伸している路線があります。 ※無料シャトルバスは里山ガーデンフェスタ期間中のみ運行予定。



100品種以上の花が咲く大花壇は圧巻

例年、春と秋に大花壇を公開する里山ガーデンフェスタを開催。市内最大級約10,000㎡の大花壇は、約100品種20万本以上の花々で彩られます。毎回異なるテーマが設定され、訪れるたびに新しい景色が出迎えてくれます。

大人気のガーデンペアがお出迎え!



※大花壇は春と秋の「里山ガーデンフェスタ」期間中のみ入ることができません。里山ガーデンフェスタの詳細は公式サイトでご確認ください。隣接するよこはま動物園ズーラシア、フォレストアドベンチャー・よこはま、トレイルアドベンチャー・よこはまは通年で営業しています。



里山ガーデンフェスタ公式サイト

コラム



旭区マスコットキャラクター「あさひくん」

旭オープンガーデン

個人宅のお庭や、地域の皆さんがお手入れしている花壇などの会場を自由に巡って楽しんでいただくイベントで、毎年春に開催しています。あなたも「旭をぐるっと花めぐり」しませんか?日程や会場等の詳細は特設サイトをご覧ください。



旭オープンガーデン特設サイト

三ツ境・瀬谷エリア



14 追分市民の森

主な花(見頃) 菜の花(3月)、マリーゴールド(7~10月)、ヒマワリ(8月)、コスモス(10月)

- 📍 横浜市旭区矢指町、下川井町
- 🚶 相鉄本線 三ツ境駅から徒歩20分、またはバスで「西部病院前」下車後 徒歩1分



一面に旬の花が広がる穴場スポット

豊かな森に広がる花畑では、年間を通じ、菜の花、ヒマワリをはじめ、マリーゴールド、コスモスなどが楽しめます。



花畑をバックに写真はいかが?

15 瀬谷市民の森

主な花(見頃) 桜(3~4月)

- 📍 横浜市瀬谷区東野台42
- 🚶 相鉄本線 瀬谷駅から徒歩25分
- 🚶 相鉄本線 三ツ境駅からバスで「西部病院前」下車後 徒歩1分

心なごむ森林でほっと息抜き

和泉川の源流があり、自然がそのまま残っている雑木林の森。森林浴や自然観察もでき大人から子どもまで楽しめます。春には桜が咲き、区内の桜のみどころスポットにもなっています。



深い緑の木々を背景に桜のピンクが魅力的♪

16 長屋門公園

👨‍👩‍👧 親子で参加できる四季折々のイベントを行っています。

主な花(見頃) アジサイ(5月下旬~6月)

- 📍 横浜市瀬谷区阿久和東一丁目17
- 🚶 相鉄本線 三ツ境駅から徒歩18分、またはバスで「上阿久和」下車後 徒歩5分



自然の中に残る歴史を堪能

江戸時代後期につくられたといわれるかやぶき屋根の民家があり、昔ながらの生活の雰囲気の中、四季折々の花を楽しめます。一年を通じて節分や月見などの年中行事が行われています。



お花だけではなく、季節を感じる事ができる、さまざまな行事が行われています



17 東山ふれあい樹林アジサイロード

主な花(見頃) 菜の花(3月)、アジサイ(5月下旬~6月)

- 📍 横浜市瀬谷区宮沢二丁目71-4
- 🚶 相鉄本線 三ツ境駅から徒歩20分、またはバスで「三ツ境小学校前」下車後 徒歩5分

アジサイを觀賞しながらお散歩


和泉川の水辺と一体の景観をなす樹林で、川に沿って散策路があり、季節には散策路沿いのアジサイが楽しめます。




梅雨の時期はアジサイを横目に川沿いの散策がおすすめです!


👨‍👩‍👧 子育て 🏠 有料 📍 所在地 🚶 最寄り駅と所要時間 🚲 シェアサイクル

18 南台こどものもり公園

 プランコなどの遊具や広場があり自然の中で遊べます。

主な花(見頃) 桜(3~4月)、アジサイ(5月下旬~6月)

 横浜市瀬谷区南台二丁目3-20

 ●相鉄本線 瀬谷駅から徒歩17分
●相鉄本線 三ツ境駅からバスで「中央商店街」下車後 徒歩3分




お散歩しながら花と緑を堪能

年間通してアジサイなど様々な花が楽しめます。森林を眺めながらのお散歩もでき、子ども用の遊具もあるので大人から子どもまで楽しめます。


アジサイ以外の花も見られます




19 瀬谷本郷公園

 遊具だけでなく、のびのびと遊べる芝生エリアがあり、お子さまにおすすめです。

主な花(見頃) 桜(3~4月)、アジサイ(5~6月)、ユリ(6~7月)

 横浜市瀬谷区本郷一丁目70-2

 ●相鉄本線 瀬谷駅から徒歩15分

スポーツ、ピクニックが楽しめる花の公園

桜、アジサイ、ユリなど四季折々の花が咲きます。広々とした二つの芝生広場や子どもから大人、ご年配の方まで楽しめる遊具もあり、ピクニック気分を満喫できます。

また、有料施設では誰もが気軽に野球やテニスなどのスポーツを楽しめます。



9種類の桜が咲き、大きな広場で遊ぶことができます♪



コラム



瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」

瀬谷オープンガーデン

オープンガーデンとは、個人宅のお庭や、地域の皆さんがお手入れしている花壇などの会場を自由に巡って楽しんでいただくイベントです。瀬谷区全体で創る、瀬谷の「花と緑」の魅力を楽しんでみませんか？




瀬谷オープンガーデン特設サイト


二俣川~ゆめが丘エリア




20 こども自然公園

 レストハウスには授乳室やおむつ交換台もあり、小さなお子さま連れでも安心です。

主な花(見頃) 梅(2月)、桜(3~4月)、ポタン・シャクヤク(4月)

 横浜市旭区大池町65-1

 ●相鉄本線 二俣川駅から徒歩20分


横浜でも有数のピクニックスポット

お花見スポット「桜山」、子ども達に大人気のアスレチック「とりでの森」。「バーベキュー場」や「ちびっこ動物園」もあり、水と緑に囲まれた豊かな自然の中で思い切り遊べます。


カワセミなどの野鳥も見られる!




21 四季の径

 四季にちなんだ絵タイルも施されており、楽しく歩くことができます。

主な花(見頃) 四季折々の樹木や植栽

 横浜市泉区緑園

 ●相鉄いずみ野線 緑園都市駅から徒歩1分



歩行者専用道路で四季を感じよう!

緑園都市駅からこども自然公園へと続く四季の径は、春・夏・秋・冬のゾーンに分けられ、季節を彩る樹木が植えられています。各ゾーンのポイントには、三角広場、レンガタイル貼りのアーチ形陸橋、公園などがあります。



樹名板の取り付けが進んでいます!

 子育て 有料 所在地 最寄り駅と所要時間 シェアサイクル

22 弥生台駅

電車好きのお子さまにもおすすめです。

主な花(見頃) 桜(3~4月)

横浜市泉区弥生台

●相鉄いずみ野線 弥生台駅構内



春限定! 電車と桜のコラボレーション

弥生台駅のホーム脇の斜面地には、およそ200mのホームに平行して約40本の桜が植えられており、春には見事な花を咲かせます。相鉄・東急新横浜線の開通により、様々な種類の車両を見ることができます。



ライトアップ期間をお見逃しなく!

23 中田中央公園

トイレ、シャワールーム、敏談スペースをそろえたレストハウスがあります。

主な花(見頃) 桜(3~4月)、アジサイ(6月)

横浜市泉区中田町2841

●横浜市営地下鉄 ブルーライン 立場駅から徒歩15分
●相鉄いずみ野線 弥生台駅から徒歩20分、または相鉄いずみ野線 いずみ野駅からバスで「横浜泉郵便局前」下車後 徒歩4分

泉区のアジサイ公園といえば…!

公園内には村岡川が流れ、アジサイのほかにも四季折々に色と香りが楽しめる草花や樹木に囲まれており、小さなお子さまと一緒に散歩もおすすめです。例年、様々なイベントも開催されています。



花壇やプランターのお花にも注目です!



24 地蔵原の水辺

花見や水遊びができます。

主な花(見頃) 桜(3~4月)

横浜市泉区和泉中央南四丁目2

●相鉄いずみ野線 いずみ中央駅から徒歩1分

水と緑を楽しむ 和泉川健康のみち

2つの人工池を持つ親水公園で、春は桜を見ながらお弁当を食べたり、夏には子ども達が水遊びをしたりと多くの人で賑わっています。また、川沿いを散歩するのもとても良い場所です。

カワセミなどの珍しい鳥に出会えるかも!?



25 天王森泉公園

自然観察などの様々なイベントが開催されています。

主な花(見頃) カンザキアヤメ(1~2月)、ワサビ(3~4月)、アヤメ(5~6月)、ヤマアジサイ(7~8月)

横浜市泉区和泉町300番地

●横浜市営地下鉄 ブルーライン 下飯田駅から徒歩25分
●相鉄いずみ野線 ゆめが丘駅から徒歩30分、またはバスで「密蔵院前」下車後 徒歩10分



1998年1月、横浜市認定歴史的建造物に選ばれました。

昔懐かしい農村の面影が楽しめます



里山の自然と湧水・そして歴史

天王森泉館を中心に昔ながらの原風景を残した緑豊かな、そしてホタルやワサビを育む豊富な湧き水のある公園です。明治期に建てられた市内に残る唯一の製糸関連の遺構です。

コラム



泉区マスコットキャラクター「いっずん」

自然豊かな泉区

泉区は、農地や緑が豊かに残っており、経営耕地面積も市内1位と農業がとても盛んです。空気が澄んだ時期は、様々な場所から富士山を綺麗に見ることができます。



羽沢横浜国大・新横浜エリア



26 横浜国立大学

主な花(見頃) 桜(3~4月)、イチョウ(11月)

- 📍 横浜市保土ヶ谷区常盤台79-1
- 🚶 ●相鉄新横浜線 羽沢横浜国大駅から徒歩15分
- 🚶 ●横浜市営地下鉄 ブルーライン ミツ沢上町駅から徒歩16分
- 🚶 ●相鉄本線 和田町駅から徒歩20分
- 🚲 ●相鉄新横浜線 羽沢横浜国大駅からシェアサイクルで10分

桜を探してキャンパスさんぽを!

キャンパス内の各所に桜が花開き、春の風情たっぷり。学食でランチしたりカフェで一休みしたり、学生気分を味わいながらキャンパス散策を楽しめます。

春は桜と新入生でキャンパス内がにぎわいます♪



※構内見学は9:00~17:00 土日祝日、夏季・冬季休業日はトイレ等使用できません。
大学入学共通テストの実施日等、入構禁止日がありますのでご注意ください。

27 滝ノ川あじさいロード

主な花(見頃) アジサイ(5~6月)

- 📍 横浜市保土ヶ谷区峰沢町1~262付近
- 🚶 ●相鉄新横浜線 羽沢横浜国大駅から徒歩20分
- 🚶 ●横浜市営地下鉄 ブルーライン ミツ沢上町駅から徒歩5分



800株の大輪のアジサイが美しく咲く

レンガの小道沿いに咲くアジサイは見応え十分!

800mの遊歩道沿いに様々な品種のアジサイが植えられています。6月中旬頃には、色とりどりのアジサイが見頃を迎えます。初夏のお散歩コースにいかがでしょうか。

コラム

2024年秋、羽沢横浜国大駅前エリアがにぎわいます

駅と直結するエリアには、緑豊かなプロムナードと、街のランドマークとなるタワーが生まれます。建物の1階から4階にはスーパー、飲食店、医療施設などが入った複合商業施設HAZAARが2024年秋開業予定。まちのにぎわいの拠点となっていくことが期待されます。



コラム



相鉄・東急新横浜線開業

2023年3月に、相鉄新横浜線「羽沢横浜国大駅」から、新たに開業した「新横浜駅」「新綱島駅」を經由し、東急東横線・目黒線「日吉駅」につながりました。横浜市西部と新横浜・東京都心部間のアクセスがますます便利になっています。



28 新横浜駅周辺(F・マリノス通り、スタジアム通り付近)花壇

主な花(見頃) チューリップ・バラ(4~5月)、センニチコウ・ヒマワリ(6~9月)、パンジー・ビオラ(10~12月)

- 📍 横浜市港北区新横浜二丁目
- 🚶 ●各線 新横浜駅から徒歩5分

季節の花で彩る新横浜の街並み

チューリップをはじめとした、たくさんの春の花が咲いています。新横浜駅からスタジアムまでの通りを花や緑で彩ります。一年草と多年草を組み合わせた花壇と共に、新緑の街路樹もご覧ください。

街のシンボリックなストリート



29 新横浜公園メドウガーデン

主な花(見頃) ロシアンセージ(4~5月)、サルビア・エキナセアパープリア(6~8月)、ヤマハギ・イトススキ(9~11月)

- 📍 横浜市港北区小机町3300 新横浜公園内
- 🚶 ●JR小机駅から徒歩15分
- 🚲 ●各線 新横浜駅から約7分



人気ガーデンデザイナーがデザインする庭

全ての人にやさしい環境や生物多様性への配慮を目指して、遊水地という厳しい環境にも負けずに育つような宿根草をメインに植栽しています。

みんながホッとくつろげる、草原のようなガーデン



新網島・日吉エリア



30 花が出迎える商店街

主な花(見頃) 多肉植物・桃の木(通年特に4月)

- 📍 横浜市港北区綱島西一丁目・二丁目
- 🚶 東急東横線 綱島駅前
- 🚶 東急新横浜線 新網島駅から徒歩4分



大小200のプランターを楽しんでお買い物

大型プランターには宿根草と一年草を上手に組み合わせ、小型プランターには人気の多肉植物を植えています。綱島のシンボルの桃の木も植えられ、4月が一年で一番華やかです。

地元園児・小学生のアートとのコラボレーションも目玉!



31 綱島交差点なごみ花壇

主な花(見頃) オベリスク・レンゲローズ(通年)、パンジー・ピオラ(4月)

- 📍 横浜市港北区綱島東一丁目5
- 🚶 東急東横線 綱島駅から徒歩約2分
- 🚶 東急新横浜線 新網島駅から徒歩2分



癒しの綱島イングリッシュガーデン

綱島駅の入口となる交差点で、オベリスクや小径のある立体的な花壇です。一年中繰り返して咲くミニバラのレンゲローズが目を引きまします。

道行く人がふと歩みを止めるなごみと癒しのガーデン



32 日吉駅前花壇花ポケット

主な花(見頃) バラ(通年)、パンジー・チューリップ(4月)、オルレア・デルフィニウム(5月)

- 📍 横浜市港北区日吉二丁目1-1
- 🚶 東急東横線・東急新横浜線 日吉駅直結

日吉駅に隣接する横20mの大花壇

東急東横線日吉駅に隣接する横20mの大花壇で、駅を利用する通勤客や学生、買物客等大勢の方に「一年中綺麗な花が絶えない憩いのスポット」と喜んでいただいています。



花ポケットから始まる花いっぱいの日吉

33 日吉地区センター ガーデニングクラブ

主な花(見頃) バラ(通年)、パンジー・チューリップ(4月)

- 📍 横浜市港北区日吉本町一丁目11-13
- 🚶 東急東横線・東急新横浜線 日吉駅から徒歩約10分



バラの「はまみらい」が咲き誇る花壇

四季折々たくさんの花が咲いています。毎日300人が来館するので、一年中お花を絶やさないうちに心がけ、皆さんに喜んでいただいています。

お出かけや散歩の途中にどうぞ!



コラム



©横浜市港北区 ミズキ

港北オープンガーデン

港北区の魅力である「花と緑」をテーマに、普段は入ることのできない個人宅のお庭や、地域のグループの方々が発しているコミュニティ花壇を巡って楽しむイベントで毎年4月と5月に開催しています。港北オープンガーデンを通して、花と緑を通じた交流の輪を広げませんか?



港北オープンガーデン 特設サイト

GREEN×EXPO 2027

2027年国際園芸博覧会

テーマ

幸せを創る明日の風景
～Scenery of the Future for Happiness～

大阪花の万博以来37年ぶりに国内で開催される
A1クラスの国際園芸博覧会です。

圧倒的な花と緑で皆様をお迎えするとともに、持続可能な地域・経済の創造や
社会的な課題解決に貢献する「新しいグリーン万博」を目指します。

開催期間 2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)

開催地 旧上瀬谷通信施設(旭区・瀬谷区)

参加者数 1,500万人
(ICT活用や地域連携などの多様な参加形態を含む)
(有料来場者数 1,000万人以上)

開催者 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会



博覧会の詳細は
こちらから



(公社)2027年国際園芸博覧会協会より提供



問合せ先 都市整備局 国際園芸博覧会推進課 TEL:045-671-4627 FAX:045-212-1223



作成・問合せ

● 神奈川区区政推進課	TEL:045-411-7027	FAX:045-314-8890
● 西区区政推進課	TEL:045-320-8327	FAX:045-314-8894
● 保土ヶ谷区区政推進課	TEL:045-334-6227	FAX:045-333-7945
● 旭区区政推進課	TEL:045-954-6027	FAX:045-951-3401
● 港北区区政推進課	TEL:045-540-2229	FAX:045-540-2209
● 泉区区政推進課	TEL:045-800-2331	FAX:045-800-2505
● 瀬谷区区政推進課	TEL:045-367-5632	FAX:045-365-1170



※スポット等については、各所在地の区までお問い合わせください。

発行 令和6年2月



保土ケ谷区では、平成10年に「ほどがや花憲章」を制定し、地域・学校・事業者の方々とともに連携しながら人や自然に優しい「花の街ほどがや」づくりを進めています。

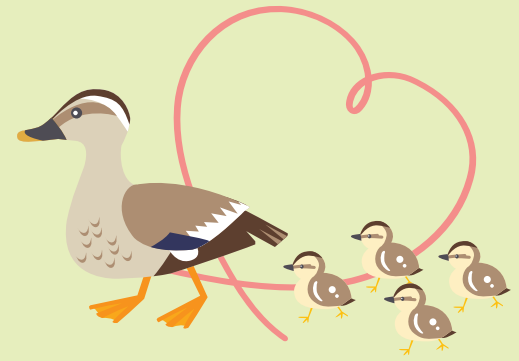


ほどがや花憲章

データでみる！

ほどがや区民のきもち

令和5年度
保土ケ谷区区民意識調査結果



保土ケ谷区では、区民の皆さんの防災・福祉・地域との関わりなどに対する意識や区政へのニーズなどについて調査を行いました。結果の一部を分かりやすくご紹介します。報告書は、区ホームページに掲載しています。



報告書掲載ページ

調査概要

調査期間 ● 令和5年6月12日～6月26日
調査対象 ● 保土ケ谷区内在住 18歳以上の方 4,000人（外国籍区民含む）
回収結果 ● 1,714票（回収率：42.9%）

「花と緑のあふれる魅力ある街」とはどんなイメージ？

Q 「花と緑のあふれる魅力ある街」と聞いて、どのようなイメージを持ちますか。



幼稚園で花を育てている様子

花や緑に親しみ、環境への関心を持ってもらうため、区内の保育園や幼稚園、小・中学校に「ほどがや花フェスタ」の会場を彩った花苗などを配付しています。

- 1 駅や公園、区民利用施設等における花や緑による空間づくりが行われている **53.8%**
- 2 気軽に花や緑に触れ合える機会が増える 44.5%
- 3 花や緑に囲まれ、誰もが気軽に利用でき、地域のシンボルとなる憩いの場がある 38.5%



保土ケ谷区は令和9(2027)年に区制100周年を迎えます！

次の100年にも残したい区の魅力は？

Q あなたが次の100年にも残したいと思う保土ケ谷区の魅力は何ですか。



県立保土ケ谷公園



復元した松並木

洪福寺松原商店街

- 1 緑豊かな自然を感じられる環境 **78.9%**
- 2 活気のある商店街 36.6%
- 3 歴史や遺産を感じられる街並み 36.4%

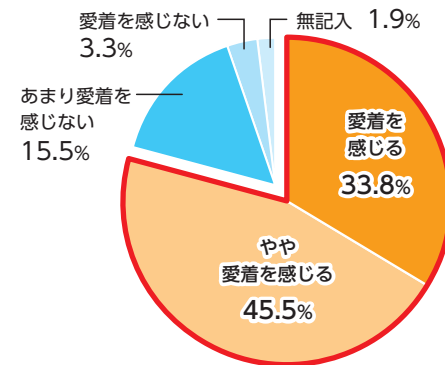
check 性別・年齢を問わず、「緑豊かな自然を感じられる環境」が最も多くなりました。保土ケ谷区には、公園や水辺など身近な場所にたくさんの自然があります！



保土ケ谷区の自然

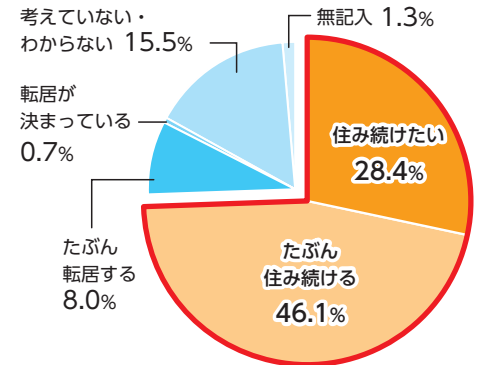
保土ケ谷区は好きですか？

Q あなたはどのくらい保土ケ谷区に愛着を感じていますか。



check 「愛着を感じる」と「やや愛着を感じる」を合わせると、**8割**近くの方が保土ケ谷区に愛着を感じています。

Q これからもずっと保土ケ谷区に住み続けたいと思いますか。



check 「住み続けたい」と「たぶん住み続ける」を合わせると、**7割**以上の方が保土ケ谷区に住み続けたいと思っています。

まちの魅力づくりに期待することは？

Q これからのまちの魅力づくりに期待することは何ですか。

- 1 自然を感じることができるスペースの創出 **62.4%**
- 2 安心して子育てできる環境の充実 45.7%
- 3 多世代が集まり交流できる場づくり 43.9%

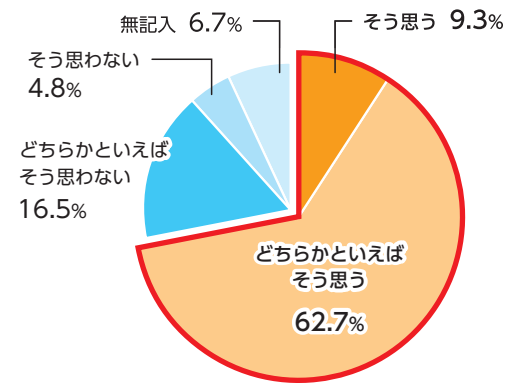


じんがした陣ヶ下溪谷公園

2027年は「GREEN×EXPO 2027」が開催されるとともに、保土ケ谷区が区制100周年を迎える年です。区民の皆さんと一緒に区のさらなる魅力向上に取り組んでいきます。

「安心して子育てできるまち」だと思いますか？

Q 保土ケ谷区は、「安心して子育てできるまち」だと思いますか。



check 「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせると、**7割以上**の方が安心して子育てできるまちだと感じています。



子育てサロン

Q 子育てをする上で、特に必要なことは何だと思いますか。

- 親同士の交流の場や機会が豊富にあり、近くに子育て仲間がいること — **38.9%**
- 必要な時に子どもを預かってくれる場があること — 35.8%
- 隣近所が子育てに好意的で理解があること — 35.2%

check 「近くに子育て仲間がいること」が最も多くなりました。



赤ちゃん教室や子育て支援者の育児講座をはじめ、親子が交流、相談できる場があります。



ダウンロードはこちら

どうしたら地域活動に参加しやすい？

Q より多くの方が地域活動に参加できるようにするためには、何が重要だと思いますか。

- 初めての人が参加しやすい工夫がある（体験会や同じ境遇の人がいるなど） — **39.1%**
- 一緒に活動する仲間がいる — 35.8%
- 誘ってくれる人がいる — 27.1%

check 「人とのつながり」があると、地域活動に参加しやすいと思う人が多いようです。

アワーズ（市民活動支援センター）が区民の皆さんの市民活動をサポートします。



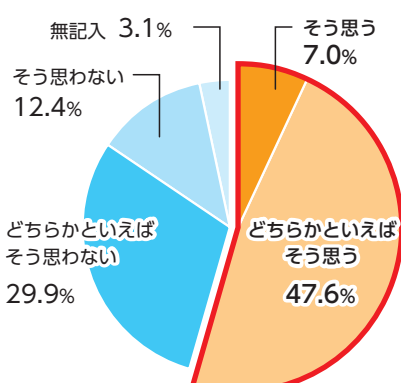
アワーズでの相談の様子



詳細はこちら

「安心していきいきと暮らせるまち」だと思いますか？

Q あなたの住んでいる地域は、高齢者や障害者、子どもなどが「つながり支え合い、安心していきいきと暮らせる」地域だと思いますか。



check 「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせると、**5割以上**の方が、「つながり支え合い、安心していきいきと暮らせる」と感じています。

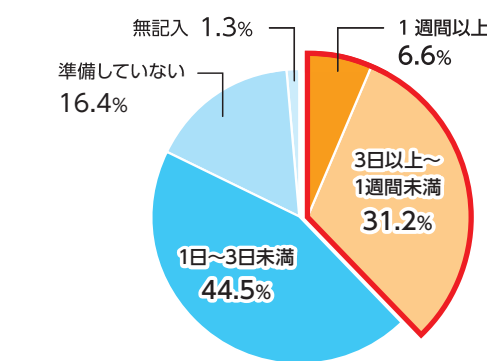
「保土ケ谷ほとなまちづくり」はみんなが「安心していきいきと暮らせる」ように策定した計画です。



ダウンロードはこちら

防災対策をしていますか？

Q あなたのご家庭では、災害に備えて何日分の食料と飲料を準備していますか。



check 備蓄の目安である「1週間以上」と「3日以上~1週間未満」の備蓄をしている家庭は、**約4割**でした。

Q あなたのご家庭では、災害発生時に命を守るために、どのような対策をしていますか。

- 家具の転倒防止器具の取付（家具の固定） — **45.2%**
- ヘルメット等の身を守る防災グッズの購入 — 22.5%
- 食器棚等の引き戸への開閉防止器具の設置 — 20.6%

check 「家具の転倒防止器具の取付（家具の固定）」を**4割以上**の家庭で行っている一方で、「何もしていない」家庭が 29.9%ありました。

ストレスの少ない「在宅避難」の準備をしましょう！リーフレットは、区役所等でも配布しています。



ダウンロードはこちら




令和6年度 町の防災組織活動費補助金の交付申請等について

1 事業概要

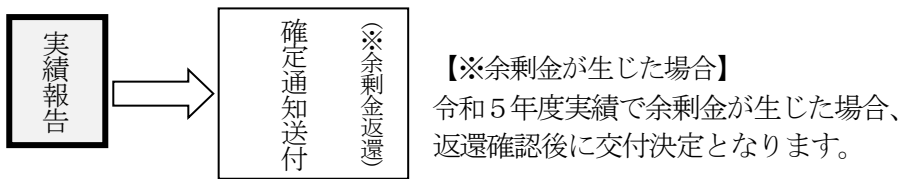
自治会町内会等が結成する「町の防災組織」が行う防災訓練や防災資機材の購入等の活動を支援するため、1世帯あたり160円の活動費を補助します。

※ 補助対象世帯数は、令和6年4月1日現在の広報よこはま配布部数を上限とします。

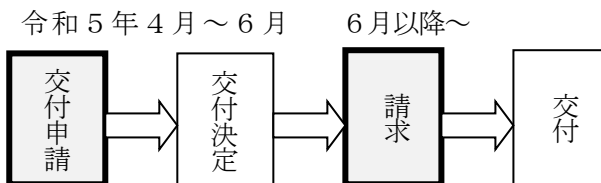
2 申請手続き等について

(1) 手続きの流れ 太枠部分  で書類提出が必要です。

ア 令和5年度実績報告



イ 令和6年度交付申請



(2) 手続きに必要な書類

手続きの種類	必要な書類
令和6年度に補助金の交付を申請する自治会町内会	(1) 交付申請書 (2) 事業計画書(※) (3) 収支予算書(※)
令和5年度に補助金の交付を受けた自治会町内会	(1) 実績報告書 (2) 事業報告書(※) (3) 収支決算書(※)

(※)の書類は自治会町内会の総会等で承認を得たもので、「地域活動推進費」等の申請で、区役所地域振興課に提出済みの場合は不要です。

(3) 受付期間 **令和6年4月1日から6月30日まで**

(4) 提出先 保土ヶ谷区総務課庶務係防災担当

(5) 提出方法 総務課窓口、ご郵送、またはEメールにて御願います。

3 書類作成方法

書類作成の際には「町の防災組織活動費補助金事務の手引き」をご参考にご記入ください。

申請書類及び手引き等につきましては、3月末頃に区役所から郵送でお送りします。

※令和6年度予算案は現在市会で審議中であり、議決をもって確定となります。

各地区連合町内会長 様
各自治会町内会長 様

地 域 振 興 課 長

令和 6 年度 自治会町内会現況届等の提出について

令和 6 年度の各自治会町内会及び各地区連合町内会の現況把握のため、次の書類の提出をお願いします。

1 提出書類及び提出期限

提出書類	提出期限
自治会町内会現況届	令和 6 年 5 月 8 日 (水)
口座振替依頼書	令和 6 年 6 月 28 日 (金)

※「自治会町内会現況届」が、総会日程の関係で提出期限までにご提出いただけない場合は、区役所に連絡の上、総会后すみやかにご提出ください。

※「口座振替依頼書」は、地域活動推進費補助金、地域防犯灯維持管理費補助金、広報紙配布謝金（議会だよりを含む）及び町の防災組織活動費補助金の振込先となります。

※ 4 月末配送の「広報よこはま 5 月号」、回覧物・掲示物等の配送先が変更になる場合は、4 月 10 日 (水) までに現況届をご提出ください。

広報よこはま：区政推進課広報相談係 電話：334-6221

回覧物・掲示物：地域振興課地域活動係 電話：334-6302

2 提出方法

下記提出先に直接お持ちいただくか、郵送又は E メールでご提出ください。

ただし、口座振替依頼書は原本が必要なため、E メールでの提出はできません。

各様式は保土ヶ谷区連合町内会長連絡会の HP よりダウンロードいただけます。

(<http://www.hodogaya-kurenkai.jp/download/index.html>)

3 提出先

〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町 2 - 9

保土ヶ谷区役所地域振興課地域活動係（区役所本館 2 階 24 番窓口）

担当：加藤、小野澤、岡田 TEL:334-6302/FAX:332-7409

提出用 E メールアドレス：ho-jichikai@city.yokohama.jp

4 その他

ご提出いただいた情報は、市政及び区政の事業推進のために、市の関係機関へ提供する場合があります。

裏面あり

(参考) 保土ヶ谷区自治会町内会長の個人情報にかかる取り扱いについて

1 会長の氏名の取り扱い

会長の氏名は自治会町内会の代表者として、対外的に公にされていることから、照会元に関わらず照会があった場合には、情報を提供します。

2 会長の住所・電話番号・FAX・Eメールアドレス

(1) 基本的な取り扱い

会長の住所・電話番号等については、個人情報保護の観点から、原則、照会に対して情報は提供しません。

(ただし、法人格をもった団体は、会長の住所のみ情報を提供します。)

(2) 例外的な取り扱い

自治会町内会の活動が住民福祉の向上や地域の連帯意識の高揚などを目的としていることから、以下に示すような公益上必要と認められる場合、又は自治会町内会にとって必要と認められる場合は、必要な情報を提供します。

ア 各行政機関等

国・県・市の行政機関や市の外郭団体、区社協などの公共的団体及び議員などから要請があり、公益的な業務を執行するうえで必要と認められる場合に、必要な情報を提供します。

イ 工事関係者

自治会町内会の区域内の工事等のため、当該工事関係者から照会があり、自治会町内会にとって必要と認められる場合(例:道路や水道、電気、ガス、電話関係、開発事業等の工事の周知・調整 など)に、会長の住所・電話番号等を提供します。

ウ 区民又は不動産会社等

区民から自治会町内会への加入に関する問合せがあった場合、又は、不動産会社等から、自治会町内会の連絡先や、ごみ集積場所、資源集団回収等について、入居者や不動産購入者への説明のため情報提供の要請があった場合、現況届の「自治会町内会への加入等に関する問合せ先」欄に記載された情報を提供します。

なお、空欄の場合は、当該自治会町内会の会長に情報提供の許諾を求めた上で、会長の住所・電話番号を提供します。

エ その他

情報を提供することが自治会町内会にとって必要と思われる場合(例:地域活動団体からの照会など)、当該自治会町内会の会長に情報提供の許諾を求めた上で、会長の住所・電話番号を提供します。

令和6年度 地域活動推進費補助金及び地域防犯灯維持管理費補助金について

1 概要

(1) 地域活動推進費補助金

交付先団体	補助対象経費	補助率	補助限度額等
自治会町内会	活動費（事務費及び事業費）	3分の1	700円×加入世帯数 ※
地区連合町内会	活動費（事務費及び事業費）	3分の3	12万円（基礎的支援費）
		（補助対象経費－基礎的支援費）×3分の1	170円×加入世帯数＋5万円

※「加入世帯数」は、毎年4月1日を基準日とします。

※「加入世帯数」は「現況届」で確認（地区連合は地区加入全単会の現況届加入世帯数の合計）

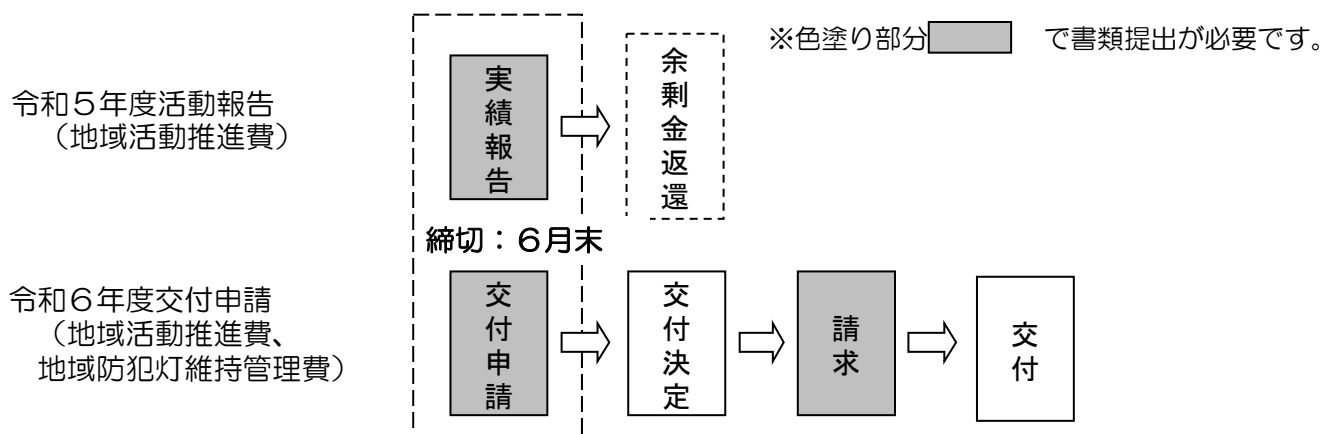
(2) 地域防犯灯維持管理費補助金

補助金額	防犯灯としての要件を満たす防犯灯1灯あたり2,200円（年額）
------	---------------------------------

※4月分電気料金の支払いと灯数を証するものが必要です。

2 申請手続き等について

(1) 手続きの流れ



(2) 受付期間

令和6年4月1日（月）から6月30日（日）まで

(3) 申請書類等

申請事務の手引書（地域活動推進費補助金、地域防犯灯維持管理費補助金）については、3月末頃に保土ヶ谷区地域振興課から各自治会町内会長宛に郵送します。

令和6年度申請時には5年度の活動実績報告として①事業実績報告書と②収支決算書をご提出いただきます。活動実績報告にあたっては、1件の支払い金額が10万円以上の支出がある場合には、その領収書その他支出を証する書類の写しを添付してください（公共料金の支出は除きます。）。

また、1件の金額が100万円以上になると見込まれる支出については、市内事業者による入札または2者以上から見積書を徴収することが必要となりますので、上記の書類に加え、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し及び市内事業者であることを証する書類又はその写しを添付してください。

なお、予算書、決算書の摘要欄（支出の内訳）については、具体的にご記入くださいますようお願いいたします。（記載がない場合、補足資料の提出等をお願いする場合があります。）

(4) 申請書のダウンロードについて

保土ヶ谷区連合町内会長連絡会のホームページ内に各種申請書類等のダウンロード用のページがあります。

データで作業される場合は、下記のアドレスより、書類をダウンロードしてお使いください。

（申請書ダウンロード用ページ）<http://www.hodogaya-kurenkai.jp/download/index.html>

※3月末に会長宛に書類を郵送する時期に更新します。

(5) 申請書作成業務説明会について

申請書の記載方法に関する説明会を開催します。

日程は、5月9日（木）と6月8日（土）の2回で、同一の内容にて実施する予定です。

出席を希望される方は、後日お送りする申込書にて申し込んでください。

※ 令和6年度予算案は現在市会で審議中であり、この内容は議決をもって確定となります。

問合せ・提出先

保土ヶ谷区地域振興課地域活動係

担当:加藤、岡田、小野澤 電話 334-6302

自治会町内会デジタル活用・活動拠点（会館等）に関するアンケートについて【協力依頼】

1 趣旨

自治会町内会のデジタル活用に関する取組状況や活動拠点（会館等）に関する情報を把握するため、アンケートへの御協力をお願いします。いただいた回答は、今後の自治会町内会活動の支援のための施策を検討する際に、参考にさせていただきます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区の定例会で情報提供をお願いします。

地区連合として取り組んでいる内容について、ご回答をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

単会として取り組んでいる内容について、ご回答をお願いします。

※地区連長及び単位会長を兼任されている方は、恐れ入りますが、それぞれの立場でご回答くださいますようご協力をお願いします。

3 アンケートの内容

別紙のとおり（全6問、所要時間：3分程度）

- ・自治会町内会のデジタル活用に関する取組状況について（2問）
- ・自治会町内会活動の拠点（会館等）について（4問）

4 実施時期

令和6年3月12日（火）～6月28日（金）

5 回答方法

次のいずれかの方法で、ご回答ください。

(1) 電子申請システム

右の二次元バーコードから、回答フォームにお進みください。

(2) メール

回答用紙（Excel）を、以下の市WEBページからダウンロードの上、市民局地域活動推進課 sh-jichikai@city.yokohama.jp までお送りください。

(URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/tyosa.html>)

横浜市 自治会町内会調査

検索

(3) 区役所地域振興課への提出

添付の回答用紙を地域活動推進費補助金の申請書類の提出時などに併せて、ご提出ください。（提出方法：窓口への持参・メール等）



←電子申請システムの
二次元バーコード

市民局地域活動推進課 担当：川口、高橋、石栗
電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734
Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.jp

自治会町内会デジタル活用・活動拠点(会館等)に関するアンケート

区

※自治会町内会名

※地区連長の立場で回答いただく場合は、地区連合会名をご記入ください。

【デジタル関連】

(1)取り組んでいるもの全てにチェック☑してください。

- ① LINEなどを用いた連絡・情報発信 ② 自治会町内会ホームページ開設 ③ 自治会町内会SNS開設
- ④ 自治会町内会向けアプリの導入（アプリ名を記入） →
- ⑤ WEB会議の導入 ⑥ 会議資料をデータで共有
- ⑦ 紙資料のPDF保存（紙保管の低減） ⑧ ストレージサービス(※)の活用(Googleドライブなど)
(※)インターネット上の保管スペースにデータを保存するサービス
- ⑨ 会議録の自動文字起こしツールの活用
- ⑩ その他（具体的内容） →

(2)これから取り組みたいもの全てにチェック☑してください。

- ① LINEなどを用いた連絡・情報発信 ② 自治会町内会ホームページ開設 ③ 自治会町内会SNS開設
- ④ 自治会町内会向けアプリの導入（アプリ名を記入） →
- ⑤ WEB会議の導入 ⑥ 会議資料をデータで共有
- ⑦ 紙資料のPDF保存（紙保管の低減） ⑧ ストレージサービスの活用(Googleドライブなど)
- ⑨ 会議録の自動文字起こしツールの活用
- ⑩ その他（具体的内容） →
- ⑪ 今のところ取組む予定はない（その理由） →

【自治会町内会活動の拠点(会館等)について】

(3)主な活動拠点について教えてください。(当てはまるもの1つにチェック☑してください)

- ① 町内会単独で所有する会館 ② 他の町内会等と共同で所有する会館
- ③ 借家・借間 ④ 近隣の町内会が所有する会館 ⑤ 地区センター
- ⑥ コミュニティハウス ⑦ 地域ケアプラザ ⑧ 民間の会議室
- ⑨ マンション等の集合住宅の集会室 ⑩ その他 →

※地区連長の立場で回答いただく場合、地区連合町内会館を所有していなければ、こちらで回答終了です。

(4)自治会町内会館において、LED照明器具、省エネエアコン等、下記の5つの設備で導入済み
ものを教えてください。(当てはまるもの全てにチェック☑してください)

① LED照明器具 (導入した時期) →

② 省エネエアコン (導入した時期) →

③ 断熱窓等 (導入した時期) →

④ 太陽光発電設備 (導入した時期) →

⑤ 蓄電池 (導入した時期) →

⑥ 導入済みの設備はない

↑直近で導入した時期を記入(例:R4年6月頃)

⑦ 会館がない

(5)自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金(R6.3.1申請受付開始のLED、省エネエアコン等への補助)について、申請予定(申請済み)ですか。(当てはまるもの1つにチェック☑してください)

① 申請予定 → 回答終了です。 ② 申請済み → 回答終了です。

③ 申請の予定はない → (6)にお進みください。

(6)「申請予定はない」理由を教えてください。(当てはまるものに全てチェック☑してください)

① 会館がない

② 既に省エネ設備を導入済みのため

③ 資金がない

④ 会員の了解が得られない ⑤ 補助手続きが手間

⑥ 要件にあてはまらなかった

⑦ 希望する補助メニューがない
(希望の設備を記入) →

--

⑧ その他 →

--

ご協力いただきありがとうございました。(実施主体:市民局地域活動推進課)

保土ヶ谷区連合町内会長連絡会及び保土ヶ谷区商店街連合会の皆様へ

横浜FCは保土ヶ谷区と共に！

平成30年度、保土ヶ谷区連合町内会長連絡会、保土ヶ谷区商店街連合会、保土ヶ谷区役所、横浜FCの4者にて、相互の**連携強化**のための基本協定を締結していただいております。より一層地域の方々に**横浜FCのことを「知ってもらいたい」、「応援してもらいたい」という想い**のもと2024シーズンの横浜FCホームゲーム**団体応援観戦プラン**を企画しました。協定を結ぶ団体の皆様向けに、通常よりも**断然おトクなプラン**となっております。
(お1人あたり2~3,000円で、ホームゲーム2試合分観戦+特典付き) ※通常7~8,000円相当

この機会にぜひ自治会、商店街の皆様と一緒に、横浜FCの応援にニッパツ三ツ沢球技場まで足をお運びいただき、ぜひスタジアムで勝利の後押しをお願いしたいです！

■観戦チケット対象試合

※8/10は『**ほどがや区民DAY**』

第
23
節

07.06

SAT

18:00



ブラウブリッツ秋田

第
26
節

08.10

SAT

18:00



V・ファーレン長崎

■対象

保土ヶ谷区商店街連合会 16団体 (加盟商店街単位)

保土ヶ谷区連合町内会長連絡会 20団体 (地区連合町内会単位)

※各単位ごとにお申込み受け付けます。個人でのお申込みはできません。

試合会場はいずれも「**ニッパツ三ツ沢球技場**」
(神奈川区三ツ沢西町3-1)

■申込期限 **2024/5/31(金)まで**

※最終ページの申込書をFAXまたはメールにて送信ください。
特典は各試合の約2週間前に郵送を予定しております。

団体応援観戦プラン / 特典内容

共通特典

※下記のプランごとに特典の数量が異なります。団体観戦の人数が多いほどおトクに！

- ① 横浜F Cホームゲーム7/6(土)秋田戦 観戦チケット
- ② 横浜F C応援グッズ or 7/6秋田戦でご利用できる軽食券(仮)
- ③ 横浜F Cホームゲーム8/10(土)長崎戦 『ほどがや区民DAY』 観戦チケット

ホワイトプラン

ticket

- ① 5枚
- ② 5名分
- ③ 5枚

※5人で申込みすると
1人あたり3,000円

¥15,000 (税込)

オレンジプラン

ticket

- ① 10枚
- ② 10名分
- ③ 10枚

※10人で申込みすると
1人あたり2,500円

¥25,000 (税込)

HAMABLUEプラン

- ① 15枚
- ② 15名分
- ③ 15枚

ticket

- ④ 各自治会/商店街での
イベントへフリ丸出張権利

※シーズン中 (2025/1/31) までに1回

※15人で申込みすると
1人あたり2,000円

¥30,000 (税込)



2024シーズン開幕戦の様子

横浜FCの
情報はこちら



保土ヶ谷区連合町内会長連絡会・商店街連合会限定 横浜F C 団体応援観戦プランお申込書

プラン名	特典①	特典②	特典③	フリ丸出張	価格/1口(税込)	購入口数	金額
ホワイトプラン	5枚	5名分	5枚	—	15,000円	口	円
オレンジプラン	10枚	10名分	10枚	—	25,000円	口	円
HAMABLUEプラン	15枚	15名分	15枚	1回	30,000円	口	円

※特典①～③は購入口数分お届けいたします。
 フリ丸出張特典は購入口数に関わらず、いずれの団体様も最大1回とさせていただきます。
 (例)HAMABLUEプラン2口購入→60,000円、特典①～③30枚ずつ+フリ丸出張1回

合計金額 **¥**

地区連合町内会名 商店街名			
代表者名・会長名		申込代表者名	
ご住所 (チケット送付先)	〒		
電話番号		FAX	
E-mail		お申込み日	年 月 日

【確認事項】ご希望のお支払方法へ○をお願いいたします。

お支払方法	現金払い	請求書払い	銀行振込
-------	------	-------	------

【振込先】
 横浜銀行(0138) 関内支店(310)
 普通 1199621
 カ) ヨコハマフリエスポーツクラブ
 株式会社横浜フリエスポーツクラブ
 T9-0200-0103-4697



令和 6 年度 保土ヶ谷区連合町内会長連絡会定例会の開催日について

定例会	開催日	開始時間	会場	備考
4 月	4 月 18 日 (木)	午後 2 時	区役所 地下会議室	
5 月	5 月 17 日 (金)	午後 2 時	区役所 地下会議室	
6 月	6 月 18 日 (火)	午後 3 時	区役所 地下会議室	歓送迎会
7 月	7 月 18 日 (木)	午後 2 時	区役所 地下会議室	
8 月	休会	—		
9 月	9 月 18 日 (水)	午後 2 時	区役所 地下会議室	
10 月	10 月 18 日 (金)	午後 2 時	区役所 地下会議室	
11 月	11 月 18 日 (月)	午後 2 時	区役所 地下会議室	
12 月	休会	—		
1 月	1 月 17 日 (金)	午後 3 時	区役所 地下会議室	新年会
2 月	2 月 18 日 (火)	午後 2 時	区役所 地下会議室	
3 月	3 月 18 日 (火)	午後 2 時	区役所 地下会議室	

※開催日は、原則として毎月 18 日になります。

(18 日が土曜日の場合は金曜日、日曜日の場合は月曜日、祝日の場合は翌日に開催します)

賃貸住宅の退去時のトラブル ～高額な原状回復費用～

1年間住んだ賃貸アパートを退去した際、立会い業者から修理見積書が提示され、クリーニング代のほかに畳の表替え・襖の張替え費用として16万円も請求された。不満だ。

国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」によれば、部屋の通常使用の損耗は賃料に含まれるため、特約等がなければ貸主の負担としています。再度、契約書の内容（禁止事項・修繕・退去時の費用負担等）を確認し、貸主（管理会社）と話し合みましょう。



トラブルを未然に防ごう

- 入居前に物件や契約内容をよく確認しましょう!
- 入居中、必要な修繕は貸主に相談しましょう!
- 契約にない請求は注意!困ったら下記へ相談を↓



はぐくみ塾

つながる広がる活動の輪

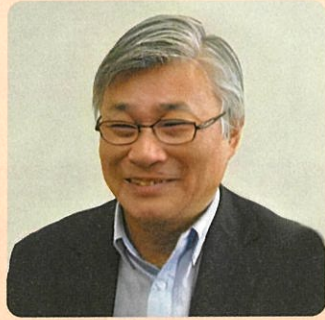
「地域で何か始めたい人」「つながりが欲しい人」「地域活動のヒントが欲しい人」大歓迎！
活動見学にも行けて、やりたいことが見つかる！



詳しい情報は
こちらから↓



講師



廣瀬 隆人氏 (一社)とちぎ市民協働研究会代表理事
元宇都宮大学教授

地域学、学校と地域の連携、地域福祉、人権教育。
主な専門分野は地域づくり、
横浜でも各種委員を務め、講義の際はいつも受講生に
たくさんの元気をくださいます。



竹迫 和代氏 参画はぐくみ工房代表
ファシリテーター

「創造的な対話の場づくり」を目指すファシリテーター。
誰かが意図的にまとめるのではなく
コミュニケーションの楽しさ、場づくりの面白さを多くの人とはぐくみ、
一人ひとりがその「場」で生き生きと活動できるよう背中を押してくれます。

ゲスト

第1回 実践者から学ぶ地域活動

災害時に備え、身近な地域で要援護者の支援をしているお話をしていただきます。
常盤台住吉自治会 / 松下幹朗氏

第2回 地域活動のサポート

- これからの活動を応援します。
- ① 保土ヶ谷区社会福祉協議会
 - ② 今井地域ケアプラザ 地域活動・交流コーディネーター / 鈴木愛実氏
 - ③ ほどがや市民活動センター「アワーズ」センター長 / 北川有紀氏

これまでの受講者の声



久下 沼さん

はぐくみ塾で、自分の意見だけを信じて、みんなの意見を聞くことの大切さを学びました。
はぐくみ塾での出会いが新たなつながりを生み、お仕事などの幅が広がりました！



宅間さん

ほどがや野菜をテーマに講座を実施したことから、現在は「はまふらどコンシェルジュ」として地産地消を広める活動をしています。はぐくみ塾で学んだ人との関わり方や計画を試みる心持が活きています。



皆さんの参加をお待ちしております！

日程 講座 全6回 ①5月9日(木) ②5月16日(木) ③5月30日(木)
④6月6日(木) ⑤6月13日(木) ⑥6月20日(木)

活動見学 5月17日～5月27日期间中に1か所見学

無料講座
(保育付き)

時間 9時45分～12時15分(※活動見学は別途ご連絡します)

会場 ほどがや市民活動センター「アワーズ」(保土ヶ谷区星川一丁目2-1)

申込方法 窓口、はがき、Eメール、電子申請より申込み(4月17日申込メ切)

お申込みの際は下記項目を記入。
①〒住所 ②氏名 ③年代 ④電話番号 ⑤メールアドレス ⑥応募動機
保育希望の方は ⑦お子様のお名前 ⑧生年月日

電子申請



START 第1回 5/9(木)

つながりから始まる活動の一步

講師や実践者の話、ワークショップから、活動のコツとたくさんの元気をもらいます。



第2回 5/16(木)

聴いて、話してイメージしよう!

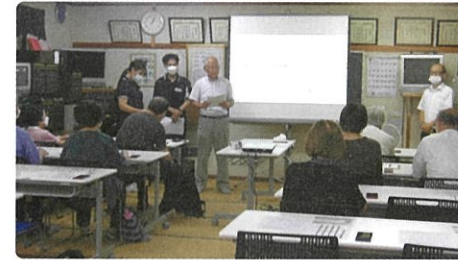
地域活動のサポーターと知り合い、活動のイメージを膨らませます。



活動見学に行こう!

希望制

実際の活動を見学し、たくさんの学びと熱い思いにふれることができます。



5/17(金) 上菅田スマホ教室 **5/22(水) みんなでキッチン** **5/27(月) ぷらっとkiricafe**

スマホ講座や個別のスマホ相談会などの活動をとおり、地域の情報化と人材育成・発掘に取り組んでいます。

地域のボランティアが運営することも食堂。昨年10月からは「子どもスタッフ」が加わり、さらに盛り上がりを見せています。

緑区の地域コミュニティカフェ。多世代・多国籍の方々を対象に、ぷらっと立ち寄ってコーヒーやランチを楽しめる場です。

GOAL 第6回 6/20(木)

企画発表! どんな企画ができたかな?

それぞれの企画を聞いて、アドバイスをしあい、見直していきましょう。



第5回 6/13(木)

魅力ある企画を仲間と考える

決めたテーマをもとに、目的や構成を話し合います。仲間と協力しながら、企画力を磨きましょう。



第4回 6/6(木)

一緒に企画づくりをしてみよう!

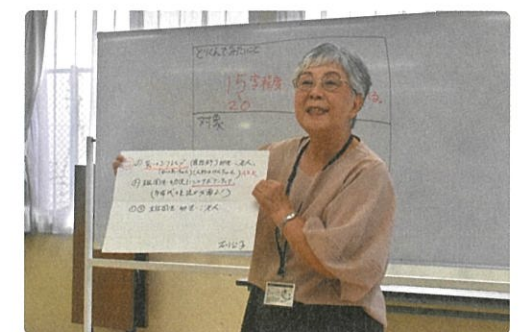
企画づくりの第一歩。あったらいいなというテーマや一緒にやりたい仲間を見つけ、チームを組みましょう。



第3回 5/30(木)

想いを形にして、伝え合おう!

自分のやりたい事、興味があることを具体的にイメージできる「マイプラン」をつくります。



CHALLENGE これからも応援します!



区民企画型講座

活動のスタートとして企画した講座を実施してみましょう! 「地産地消」や「まち歩き」などのテーマで実施されています!



←過去のテーマ

OB会

修了後の情報交換を行い、新たな活動の輪を広げていきましょう!

相談・情報提供

「こんな活動がしたい」「こんな情報がほしい」など気軽にお尋ねください。

困ったら、まずは区役所へ! お気軽にご相談ください



お子さんと一緒に通える!

(6カ月以上の未就学児が対象)



保育付きだから安心して講座に集中できます。仲間との出会い、つながりづくりを楽しみましょう!

保土ケ谷区民会議ニュース

やまびこ



編集 保土ケ谷区民会議 広報委員会
 発行 第25期 保土ケ谷区民会議
 事務局 〒240-0001
 横浜市保土ケ谷区川辺町2-9
 保土ケ谷区 区政推進課広報相談係内
 TEL 334-6221 FAX 333-7945
 令和6年3月15日発行

第25期前半1年を終えました 後半区民会議は50周年を迎えます

まもなく桜の美しい季節となります。区民の皆さまには、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より保土ケ谷区民会議へのご理解・ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和5年4月にスタートしました第25期は前半1年の活動を終え、この4月より後半1年を迎えます。コロナ禍も、最悪の渦中からは脱し人々の気持ちが少し穏やかになった昨年度は、区民会議に取りましても様々な活動・事業が本格的に復活した年でもありました。「地域のつどい」「区民のつどい」を平常時規模で実施、5つの分科会活動（環境・教育・交通・災害・福祉）も活発に展開することができ、無事、前半1年の活動を終えることができました。これもひとえに、皆さま方のご協力の賜と感謝いたします。（1頁下記の「提言・要望書」の提出・回答受理、「区民のつどい」、4頁分科会活動報告をご覧ください）



後半の1年となる令和6年度、保土ケ谷区民会議は創立50周年を迎えます。昨年12月に、50周年記念事業等を検討・実施していくための「50周年記念事業」実行委員会を設置し、記念誌作成や11月9日（土）開催予定の記念式典・記念イベントへ向けて本格的な準備を進めてまいります。皆さまにもご協力を仰ぐ場面多々あるかと存じます。その節は、どうぞよろしくお願いいたします。

これからも、自分たちの使命・目標を明確にし、老若男女多世代の方々が安心して「暮らしていける・暮らしたい」と思えるまちづくりを展開していく所存です。

委員一丸となり、50周年記念事業をはじめとする後半1年の活動に取り組みたいと考えます。今後とも、区民の皆さま方のご理解・ご協力 よろしくお願いいたします。

保土ケ谷区民会議代表委員 小林 由美子

令和5年10月25日（水）保土ケ谷区役所区長室において、令和5年度「地域のつどい」で区民の皆さまより寄せられた、提言・要望に対する回答書が神部保土ケ谷区長より、区民会議小林代表に手渡されました。

「地域のつどい」で出されたご意見、提言、要望は、区民会議で精査し、まとめて、令和5年8月24日（木）に検討依頼事項として、区に提出いたしました。それに対し行政では、それぞれの担当部署による、約2か月におよぶ、調査、検討が行われ、その結果がこの回答書です。

回答書は、区内すべての自治会・町内会に送付いたしました。また、区民会議HPでも全文をご覧くださいませ。



令和5年度「区民のつどい」を、11月11日（土）午後1時より保土ケ谷公会堂で、今回は座席制限等もなく開催することができました。

3年ぶりだった昨年度以上に充実した、全体発表、「地域のつどい」提言・要望の回答の発表、よりパワーアップした各分科会発表、そしていつもの「区の歌合唱団」の美声、さらに珍しいピアノ&フルートのコラボ「ニューヨーク・デュオ」の楽しいJAZZ演奏もありました。

来年度は、保土ケ谷区民会議創立50周年事業のなかでの開催となります。さらに充実した内容となるよう区民会議委員の力を結集してまいります。

令和5年度「地域のつどい」提言・要望に対する行政からの回答（抜粋）

<要望> イコットハウス及び隣の空き地の活用（現状と今後の計画見直し）についてお知らせください。

<回答> 保土ヶ谷区区政推進課/保土ヶ谷区地域振興課

現在、イコットハウス及び広場等として利用されている「旧保土ヶ谷小学校跡地」の利活用について、保土ヶ谷区としても課題と認識しています。今後の計画は現時点では決まっておりませんが、今回いただいた地域の皆様からのご意見・ご要望を関係局と情報共有し検討を進めてまいります。



<要望> 元保土ヶ谷一丁目交番付近の河川工事について、もう何十年も工事をしています。何の目的でいつまでどのような工事をしているのか、いつも疑問に思っています。周辺の住民だけでなく広く区民全体に広報をしてほしい。

<回答> 横浜市道路局河川事業課

これまで河川工事等に時間を要し、ご迷惑をおかけしています。今井川については、治水安全度の向上を図るため、JR横断部から保土ヶ谷橋付近まで、護岸改修を進めています。現在、保土ヶ谷橋の手前まで護岸改修は完了しており、引き続き保土ヶ谷橋の架け替えに合わせて護岸改修を進めているところです。もうしばらく工事等に時間を要しますことにご理解をお願いします。また、河川改修の情報につきましては、横浜市ホームページへの掲載などを通じて、区民の皆さまに対し広く広報に努めてまいります。



今井川改修事業

<要望> 大災害時の水道の現況について

水道局が水道本管を耐震化したという事で、マンション等に、受水槽を撤廃して直結管にした方が良いというキャンペーンをやっています。既に直結管にしたところもあります。

私の住んでいるマンションは100トンの受水槽があり一人一日3ℓとして3万人が使えます。いざという時の民間の貯蔵だと思います。保健所もいざという時の受水槽というパンフレットを出しています。大災害時に想定される水道の状況、復旧のシミュレーションについてもっと情報を開示してほしい。

<回答> 保土ヶ谷区生活衛生課/横浜市水道局総務課

マンション等の受水槽は、水道水をいったん水槽に蓄えて、この水をポンプで各戸に給水する方式です。このため、毎年1回以上定期的に点検・清掃を行うなど、設置者による維持管理が水道水の衛生を保持する上で重要です。横浜市では、より安全で良質な水をご利用いただけるほか、日常の維持管理の負担が軽減できる水道の直結化を推奨しています。ご意見にある「いざというとき受水槽」（平成26年発行）というパンフレットは、災害時に既存の受水槽を有効利用していただく方法を紹介した内容になっています。また、災害時の水道の状況を想定した水道局防災計画等に基づき、復旧に向けた訓練を毎年行うとともに、災害時の機動的な応急活動につながるよう、他都市や民間業者等と協力関係のネットワークを広く構築しています。引き続き、横浜市ホームページやパンフレットなどを活用し、広く市民の皆さまに水道の災害対策を情報提供してまいります。

<要望> 保土ヶ谷駅東口周辺の通路・歩道橋が滑りやすく歩きにくい。JRを含めて改善を望みます。

<回答> 保土ヶ谷土木事務所/保土ヶ谷区区政推進課

現在、歩道橋の耐震補強工事に併せ、歩行者通路の表面を滑りにくいものに改善するための舗装の改修工事を行っています。工事の完了まで今しばらくお待ちください。また、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社に対しても、個人情報を除いて、ご要望をお伝えさせていただきました。



<要望> 天王町駅前のバス停について

天王町駅前を少し整備して頂きましたが、バス停に屋根がついてなく座るベンチもない状態です。なぜかと言うと、バス停を移動したのです。移動前はついていた。雨の日は老人の方が相鉄線の高架下で雨宿り、暑い時も高架下の日陰で待っています。新しいバス停にベンチ、雨よけ、風よけの設置をお願いします。

<回答> 横浜市交通局自動車本部営業課

天王町バス停留所につきましては、当初、旧停留所に設置されていた上屋を移動する計画でありましたが、上屋支柱の腐食などにより再設置が困難と判断され、新停留所に設置することが不可能となってしまいました。当停留所は、ご利用されるお客様も多数いらっしゃることから、新たな上屋及びベンチ設置に向けて、検討を進めてまいります。



天王町旧バス停



天王町新バス停

<要望> 新井小学校前の通学路は道幅が狭く、歩道がありません。

登下校時の交通事故の危険性が高い。大型車の交通量も多い。片側だけでも歩道の整備をお願いします。

<回答> 保土ヶ谷土木事務所

現在、歩道やガードレールが設置されていない一部の区間については、公道の幅が限られていることや、隣接する私有地の建物・敷地があるため、新たに歩道等を整備することが困難な状況ですが、車道と路肩を区分する白線の設置やその補修、自動車に対し速度を抑えてもらうためのドットラインの設置など、交通管理者である警察に相談しながら、継続的な対応を行ってまいります。

なお、隣接する土地を所有されている方から土地を提供していただける場合には、歩道やガードレールの設置などを検討してまいります。



新井小学校への通学路

<要望> 池の谷戸交差点の信号について、交差点の手前に、楠と山桜の枝が道路上へ伸びており、信号機を遮っています。信号機が見えるように伐採をお願いします。

<回答> 保土ヶ谷土木事務所

今回のご要望を受けて、交差点手前の信号機を遮っている樹木については、令和5年9月5日に剪定を実施しました。



<要望> 保土ヶ谷駅西口と東口のロータリーに障がい者用駐車スペースを設けてほしい。

現在バリアフリー化は進んでいますが、車いす乗降の場所が無く離れた場所に駐車しています。

<回答> 保土ヶ谷土木事務所

保土ヶ谷駅西口ロータリーにつきましては、長時間停車するための駐車場ではなく、障がい者の方々が「自動車の乗降が出来る場所」を整備する方向で調整を進めています。

保土ヶ谷駅東口ロータリーにつきましては、限られた空間の中でバス・タクシーの運用がされており、一般車両の進入が禁止されていることから、障がい者専用のスペースを設けられない状況にあります。ご理解いただきますようお願いいたします。

第25期5分科会の前半活動報告と後半活動計画

【環境分科会】 第25期前半の環境分科会は24名でスタートし、引き続き「未来へつなごう 水・緑・資源」をテーマとして、「自然環境・ゴミ問題・エコ問題」のサブテーマで、活動を続けています。

エコの活動として、6月、9月、1月に廃食油回収を区役所前にて実施しました。11月の「区民のつどい」では「地球温暖化の仕組み、影響・海面上昇」次に対策として、クリーンエネルギーの水素生産船のプロジェクト等を発表しました。12月に、SDGsに取り組み、自社工場の再生可能エネルギー100%実現、ノンVOCインク、FOC認証の大川印刷を見学しました。2月には、脱炭素化に役立つ廃食油回収を実施している、信愛エナジーの工場を見学し、重要性を学びました。

後半は、自然環境として「ほたる観察」、ゴミ問題として「産廃処分場見学」などを計画しています。

【教育分科会】 第25期前半は、下記の3本を柱として活動しました。

- ① 「あいさつ運動の推進」: 「あいさつ運動」ポスターをリニューアルし、小・中学校、自治会・町内会の掲示板、公共施設等に再掲示していただきました。
- ② 「教育現場の実情を知る」: 横浜市立仏向小学校を訪問し、学校と地域との関わり方や教育現場について情報を提供していただき、学校の最新事情を知ることができました。
- ③ 「地域の子育ての実情を知る」: 保土ヶ谷区内の小学校・中学校・未就学児施設・地域ケアプラザにおいて地域の人材を生かしたボランティアはどんなものがあるかなど、5チームに分かれてリサーチ等しました。

後半の活動は①あいさつ運動を継続 ②教育現場の見学 ③ボランティアしたい人への橋渡しの冊子作成 ④50周年記念誌作成を目指します。

【交通分科会】 令和5年4月から令和6年3月まで第25期前半は第24期とテーマは変わりません。

“テーマ: 安全な道路交通を目指して サブテーマ: 自転車・歩行者の交通安全ルール・マナーの啓発”
第24期では動画を作成しました。更にすすめて第25期前半は「ラズベリー色のヘルメット」というタイトルの紙芝居を作りました。区民のつどいで披露して好評でした。

今後は紙芝居の動画化をして、幼稚園・保育園での安全教室を進めていきます。第25期の後半について更に自転車のヘルメット着用率を高めるための活動をすすめていきます。(自転車は、車両であることをもっと啓発していきたいと考えています) また、電動キックボードなどの普及が拡大していることで、事故の懸念があります。電動キックボードなども対象として活動を進めていきます。

【災害分科会】 私たちは、皆さまのお役に立てる防災・減災に関する情報提供を行っております。

第25期前半の活動としては、当分科会の委員と区役所の防災担当などを対象にDIG(災害図上訓練の略称)の講習会を行いました。区民の皆さまも是非「DIG・HUG(避難所運営訓練の略称)の出前講習会」を自治会等のグループ単位で区民会議事務局又は区役所の総務課までお申し込みください。また、研修会においては、保土ヶ谷消防団の久保田団長を講師にお招きし、保土ヶ谷消防署の上田係長にご同席をいただいて「保土ヶ谷消防団の取り組み等について」をテーマにお話をして頂きました。

後半も「DIG・HUGの出前講習会」並びに委員自らの知識向上に取り組んでいきます。また、1月1日に能登半島地震が発生した事を受け、被災地の情報を収集しながら改めて防災の問題について考えていきたいと思っております。

【福祉分科会】 福祉分科会は「フードドライブ」について学習するために、保土ヶ谷区社会福祉協議会の担当者からいろいろとお話を伺いました。そして「区民のつどい」で「誰一人取り残さないための活動～食支援、フードドライブを中心に～」をテーマに発表し、横浜市の中では保土ヶ谷区が積極的に協力している事を皆さんに知って頂けたと思います。3ヶ月に一回ほどの活動ですが、今後も区民の皆さまにご協力をお願いいたします。また「ヤングケアラー」についての講座にも参加し学習しました。

福祉の分野では高齢化・認知症・要介護者・子育て・弱者問題等、幼児から高齢者までたくさんの課題があります。後半は、コロナ禍で出来なかった施設見学会も行い、行政や各関連先と連携を取って課題解決への活動をしていきたいと思っております。

令和6年度 「横浜市交通安全運動実施計画」

1 趣旨

令和5年中の横浜市内における人身交通事故は、発生件数7,703件（前年比+211件）、負傷者数8,909人（前年比+426人）と、ともに増加しました。交通事故死者数は前年より増え40人（前年比+2人）と、依然として多くの尊い命が失われています。交通事故で亡くなられた方の状態別では、歩行中が18人、二輪車乗車中が15人と高い割合を占めているほか、年齢別では65歳以上の高齢者が関係するものが18人と4割以上を占めています。

こうした交通事故の発生傾向を踏まえ、令和6年は引き続き、令和4年度横浜市交通安全対策会議で定めた、「年間の交通事故死者数36人以下」、「通学路における子どもの交通事故死ゼロ」を目標に、関係機関・団体の皆様とともに、市民の交通安全意識の向上を目指した運動を効果的に推進してまいります。

2 年間スローガン

「安全は 心と時間の ゆとりから」

3 重点事項

- 横断歩道における歩行者優先の徹底
- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 自転車・二輪車の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶



横浜市交通安全キャラクター
ルールちゃん まもるくん

4 活動推進

- 夕暮れ時の前照灯の早め点灯と走行用前照灯（ハイビーム）の効果的活用
- 自転車損害賠償責任保険等の加入義務及び全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務の周知の徹底
- 違法駐車及び放置自転車・バイクの追放
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 踏切道における交通事故防止
- 暴走族の追放
- 障がい者（特に視覚障がい者）の交通事故防止

5 年間運動

(1) 各季の運動 （※上記重点事項、活動推進を網羅して包括的に取り組む交通安全運動です。）

名称	実施期間	備考
春の全国交通安全運動 交通事故死ゼロを目指す日	4月6日（土）～15日（月） 4月10日（水）	別に実施要綱を定めます。
夏の交通事故防止運動	7月11日（木）～20日（土）	
秋の全国交通安全運動 交通事故死ゼロを目指す日	9月21日（土）～30日（月） 9月30日（月）	
年末の交通事故防止運動	12月11日（水）～20日（金）	

(2) 強化月間 (※重点事項、活動推進のうち、期間中特に強化して行う運動です。)

名称(スローガン)	実施期間	備考
九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間 (自転車も のれば車の なかまいり) (ヘルメット かぶるだけでも 救える命)	5月1日(水)～31日(金)	別に実施要綱を定めます。
二輪車交通事故防止強化月間 (運転に ゆとり やさしさ 思いやり) 暴走族追放強化月間 (暴走は しない させない ゆるさない)	6月1日(土)～30日(日)	
首都圏放置自転車クリーンキャンペーン (ちょっとだけ 甘えが招く 迷惑駐車) (自転車の 代わりに置こう 思いやり)	10月1日(火)～31日(木)	
飲酒運転根絶強化月間 (乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者)	12月1日(日)～31日(火)	

(3) 年間を通じて実施する取組 (各季交通安全運動や強化月間にかかわらず、年間で実施する取組)

ア 子どもと高齢者の交通事故防止

- 幼稚園・認可保育所・横浜保育室を対象とした、横浜市幼児交通安全教育指導員による幼児交通安全教育の推進
- はまっ子交通あんぜん教室等、児童を対象とした交通安全教育の推進
- チャイルドシート着用の推進
- 高齢者交通安全教育の推進
- 交通安全シルバーリーダーの養成・活動の推進

【参考】幼児交通安全訪問指導

パペット(ルールちゃん、まもるくん)と指導員による交通安全教室

令和6年度
市内幼稚園・保育所等
訪問回数：300回(予定)



イ 自転車・二輪車の交通事故防止

- 小・中・高校生を対象とした交通安全教室の開催
- リーフレット、世代・対象者別の啓発チラシの配布
- 自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」の実施
- 自転車等を放置しないように呼び掛ける運動の推進
- 体験型の交通安全教室であるスクエアード・ストレイト方式交通安全教室の開催
- 自転車点検整備と自転車損害賠償責任保険等加入の促進
- 自転車の乗車用ヘルメット着用の促進
- 二輪車の乗り方に関する啓発及び二輪車講習会の開催

ウ その他

- 電動キックボードの安全利用に関する周知・啓発
- 視覚に障がいがある方など体の不自由な方に対する思いやりに関する周知・啓発
- 視聴覚教材の貸出し
- ウェブサイトを活用した広報・啓発
- SNS(Twitter等)、動画等を活用した啓発

(4) 特別対策

ア 交通事故防止特別対策

交通事故の発生状況を踏まえ、特別対策を実施します。

イ 自転車交通事故防止対策・高齢者交通事故防止対策

神奈川県交通安全対策協議会が指定した自転車交通事故多発地域や高齢者交通事故多発地域において、地域の実情に応じた積極的な広報啓発活動を実施します。

〔 【参考】令和5年 自転車交通事故多発地域（5月1日指定）：鶴見区、金沢区
高齢者交通事故多発地域（9月1日指定）：中区 〕

ウ 飲酒運転根絶対策

依然として飲酒運転による痛ましい交通事故が後を絶たないことから、キャンペーンを市内各地で実施するなど飲酒運転を許さない社会づくりを強力に進めます。また、ハンドルキーパー運動を地域で推奨し、その運動の輪を広げます。

6 横浜市交通安全対策協議会の会議等日程

名 称	開 催 時 期	内 容 等
交通安全功労者表彰式	令和6年 10月下旬（予定）	多年にわたり本市の交通安全と交通事故防止に貢献し、その功績が顕著な個人及び団体を表彰します。
総 会	令和7年 2月（予定）	【協議事項】 ・令和6年度交通安全運動実施結果（速報）について ・令和7年度交通安全運動実施計画（案）について

◆ 各種交通安全啓発チラシ配布等について

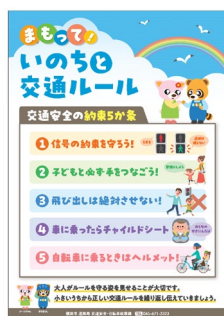
自転車を安全で快適に利用するために知っておきたい交通ルール等をまとめた「みんなのサイクルルールブックよこはま」や、世代・対象者別の啓発チラシ等を作成し、配布しています。

ルールブックや啓発チラシは、市ウェブサイト（交通安全 横浜市で検索）からダウンロードして自由にお使いいただけます。また、交通安全動画（YouTube）も公開していますので是非ご覧ください。

（ルールブック
コンパクト版）



（啓発ポスター・チラシ）



（幼児向け交通安全動画）



◆ 視聴覚教材等の貸出しについて

横浜市道路局では、視聴覚教材（DVD）及びパペットの貸出しを行っておりますので、交通安全教育に是非ご活用ください。詳細は、市ウェブサイトをご参照ください。

受付方法 電話にて受け付けています。 ☎045（671）2323

対 象 横浜市内の団体（保育所、幼稚園、事業所、自治会町内会、老人クラブ、その他公共団体等）

視聴覚教材（DVD）



パペット



（ルール） （まもる）

自治会・町内会

- 横浜市町内会連合会
- 各区連合町内会

交通安全協会、団体等

- (一財)横浜市交通安全協会
- 各地区交通安全協会
- 横浜市交通安全母の会連合会
- 各地区安全運転管理者会

女性・青少年団体

- 横浜市女性団体連絡協議会
- 横浜市青年団体連絡協議会
- 横浜市青少年指導員連絡協議会
- 横浜市スポーツ推進委員連絡協議会
- ボーイスカウト横浜市連合会
- ガールスカウト横浜市連絡協議会
- 横浜海洋少年団
- 横浜市健民少年団
- 横浜市子ども会連絡協議会

自動車等関連団体

- 神奈川県二輪車普及安全協会
- (一社)神奈川県指定自動車教習所協会
- (一社)神奈川県自動車会議所
- 神奈川県タクシー協会
- (一社)神奈川県バス協会
- 神奈川県トラック協会
- 神奈川県自動車整備振興会
- 神奈川県自動車販売店協会
- 神奈川県軽自動車協会
- 神奈川県自転車商協同組合
- 横浜個人タクシー協同組合
- 神奈川県個人タクシー協同組合
- 日本自動車連盟神奈川支部
- 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合神奈川県支部

商工関係

- 横浜商工会議所
- (一社)横浜青年会議所
- 横浜市商店街総連合会

司法、保護機関・団体

- 神奈川県弁護士会
- 横浜市人権擁護委員会

医師会等

- 横浜市医師会
- 横浜市病院協会

労働組合

- 日本労働組合総連合会神奈川県連合会
- 日本労働組合総連合会神奈川県連合会横浜地域連合

教育関係機関・団体

- 横浜市立高等学校長会
- 横浜市立中学校長会
- 横浜市立小学校長会
- 横浜市私立中学高等学校長協会
- 横浜市幼稚園協会
- 横浜市PTA連絡協議会
- 横浜市学校保健会

鉄道関係

- 東日本旅客鉄道(株)横浜保線設備技術センター
- 東日本旅客鉄道(株)横浜駅
- 東京急行電鉄(株)鉄道事業本部運輸計画部
- 京浜急行電鉄(株)鉄道本部施設部
- 相模鉄道(株)施設部
- 横浜高速鉄道(株)運輸部

報道関係

- 日本放送協会横浜放送局
- アール・エフ・ラジオ日本
- テレビ神奈川
- 神奈川新聞社
- 毎日新聞社横浜支局
- 読売新聞社横浜支局
- 朝日新聞社横浜総局
- 産業経済新聞社横浜総局
- 東京新聞横浜支局
- 日本経済新聞社横浜支局
- 共同通信社横浜支局
- 時事通信社横浜総局

道路管理者

- 国土交通省横浜国道事務所
- 中日本高速道路(株)東京支社
- 東日本高速道路(株)関東支社
- 首都高速道路(株)神奈川局

その他関係団体

- (公財)横浜市老人クラブ連合会
- (福)横浜市社会福祉協議会
- 横浜市民生委員児童委員協議会
- 横浜ライオンズクラブ

官公庁

- 関東運輸局神奈川運輸支局
- 神奈川県
- 神奈川県警察
- 横浜市

(順不同)

横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課(※) 電話045(671)2323

※令和6年4月1日から道路政策推進課に課名を変更します

令和6年 春の全国交通安全運動 横浜市実施要綱

目 的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールを守り、交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

- 1 令和6年4月6日（土）～4月15日（月）の10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（水）



スローガン

安全は 心と時間の ゆとりから

重 点

- 1 子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- 2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- 3 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- 4 二輪車の交通事故防止

横浜市交通安全キャラクター
ルールちゃん

◇◇◇令和5年中 市内状態別交通事故発生状況◇◇◇

	全事故件数		全事故死者数		子どもの事故		高齢者の事故		自転車事故		二輪車事故		飲酒運転事故	
	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比
鶴見区	626	-43	4	0	56	10	202	1	215	-8	185	-21	4	3
神奈川区	329	-34	2	-1	22	11	112	-18	73	-2	102	-12	2	1
西区	261	6	2	-1	8	0	101	23	43	-11	68	-5	3	2
中区	475	91	4	3	26	8	169	22	99	8	123	18	4	-1
南区	391	63	1	-1	20	4	146	31	84	3	149	20	2	-1
港南区	499	22	2	0	40	-7	178	10	105	3	144	-9	3	1
保土ヶ谷区	345	-109	4	4	22	-3	118	-15	52	-25	141	-53	3	1
旭区	482	-46	1	-1	32	7	170	-15	85	-6	175	-18	2	-5
磯子区	290	-21	6	5	24	-6	92	-9	57	-15	90	-17	1	0
金沢区	537	31	4	2	47	16	185	12	167	13	181	18	3	1
港北区	657	145	0	-2	50	25	188	47	174	37	199	47	3	1
緑区	446	75	2	-3	38	10	143	24	117	43	138	34	0	-4
青葉区	600	57	0	-1	42	0	201	15	120	10	161	11	2	0
都筑区	421	-17	2	-2	36	-5	134	2	117	17	88	-30	2	-1
戸塚区	540	26	2	-2	25	-9	172	27	70	-18	193	4	3	2
栄区	171	-22	0	0	11	1	61	-14	28	-7	55	-8	0	0
泉区	326	54	0	0	22	-1	110	4	68	3	110	23	0	0
瀬谷区	307	-67	4	2	20	-5	90	-46	86	-19	100	-17	2	-1
横浜市	7,703	211	40	2	541	56	2,572	101	1,760	26	2,402	-15	39	-1



横浜市交通安全対策協議会



各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 4月10日の「交通事故死ゼロを目指す日」に合わせたキャンペーンなどの開催により、広報啓発活動を強化し、市民の交通安全意識の向上を図ります。

交通事故死ゼロを目指す日

平成20年から春・秋の全国交通安全運動期間中に「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられ、本年は4月10日と9月30日が「交通事故死ゼロを目指す日」とされています。

(4月10日には、市民一人ひとりが交通ルールを守り、一層交通事故に注意して、交通事故死「ゼロ」を目指しましょう。)

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、この運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
- 4 衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等の搭載された、安全運転サポート車(略称：サポカー)の普及啓発等を図ります。

警察

- 1 交通事故に直結する悪質性・危険性・迷惑性の高い違反やスクールゾーン等を中心とする指導取締りを強化します。
- 2 子どもや高齢者に対する街角アドバイスを強力に推進します。
- 3 各重点に的を絞った交通安全教育等を積極的に推進します。
- 4 関係機関・団体へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、広報啓発活動を強化することにより、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室、チャイルドシート着用教室や自転車交通安全教室を実施し、交通事故から子どもを守る取組を推進します。

教育関係

- 1 スクールゾーン等を中心に、子どもの安全な通行を確保するための安全点検を実施します。
- 2 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 3 自転車・二輪車の安全な利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 子どもや高齢者の横断を見かけたら、思いやりの気持ちをもって声をかけたり、手をさしのべたりしましょう。
- 2 ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを家族で話し合い「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。
- 3 自転車や電動キックボード等に乗るときは乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 4 二輪車を運転するときはヘルメットやプロテクターを正しく着用し夜間走行時は反射材を効果的に活用しましょう。

横浜市交通安全対策協議会

(事務局)横浜市道路局交通安全・自転車政策課(※)

電話045(671)2323

※令和6年4月1日から道路政策推進課に課名を変更します